

第2期焼津市

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月（令和5年3月変更）

焼津市



ごあいさつ

近年、未婚率の増加、晩婚化、結婚・出産への価値観の多様化等による少子化進行への対策は、全国的な喫緊の課題であります。

このような中、本市は、第6次総合計画の最重要施策に、子ども・子育て支援の充実を位置付け、第1期子ども・子育て支援事業計画のもと、子ども医療費の無償化など経済的負担の軽減のほか、こども相談センターや子育て支援センターにおける相談体制の充実、子どもたちの居場所づくりとして、ターントクルこども館の建設や児童センターとまとぴあの整備など、さまざまな子育て支援策を推進しております。



また、増加する保育ニーズに対応するため、小規模保育施設や放課後児童クラブの整備を進める一方で、幼稚園教諭・保育士の確保と資質向上のため、各種補助制度や研修体制の構築など、先進的な取り組みを実施しております。

この度、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定におきましては、未就学児及び小学生の保護者3,000人を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

その結果、焼津市を子育てしやすいまちだと思ふ、またはどちらかというと思ふと評価している保護者が、未就学児で86.6%、小学生で83.6%にのぼり、5年前の前回調査と比較して、2割以上大きく増加しており、本市の子育て支援の取り組みに一定の評価をいただけたものと考えております。

第2期計画におきましては、第1期計画の「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」の基本理念を継承し、「結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実」をはじめとする5つの基本方針のもと、子育て世代が望む子どもの数を安心して産み、育てることができる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。そして、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、また、未来を担う子どもたちが心豊かに成長できる焼津市を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、御協力いただきました、子ども・子育て委員の皆様並びに、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」やパブリックコメント等を通じて貴重な御意見を賜りました皆様など、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

焼津市長 中野弘道

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画策定体制	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	4
1 人口・世帯・就労の動向	4
2 家庭や地域の状況	10
3 焼津市子ども・子育て支援に関する調査結果の概要	12
4 第1期計画における事業実施状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本方針	27
3 教育・保育提供区域	28
4 推計児童人口	31
5 施策の体系	34
第4章 推進施策	35
1 結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実	35
2 幼児教育・保育の充実	46
3 子育てを社会全体で支える環境づくり	55
4 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実	79
5 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり	90
第5章 計画の推進に向けて	93
1 計画推進と進行管理	93
2 計画推進に向けた関係機関の役割	93
資料編	94
1 子ども・子育て会議委員名簿	94
2 焼津市子ども・子育て会議条例	95

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

平成2年、合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したことを契機に、国は様々な少子化対策に取り組んできました。

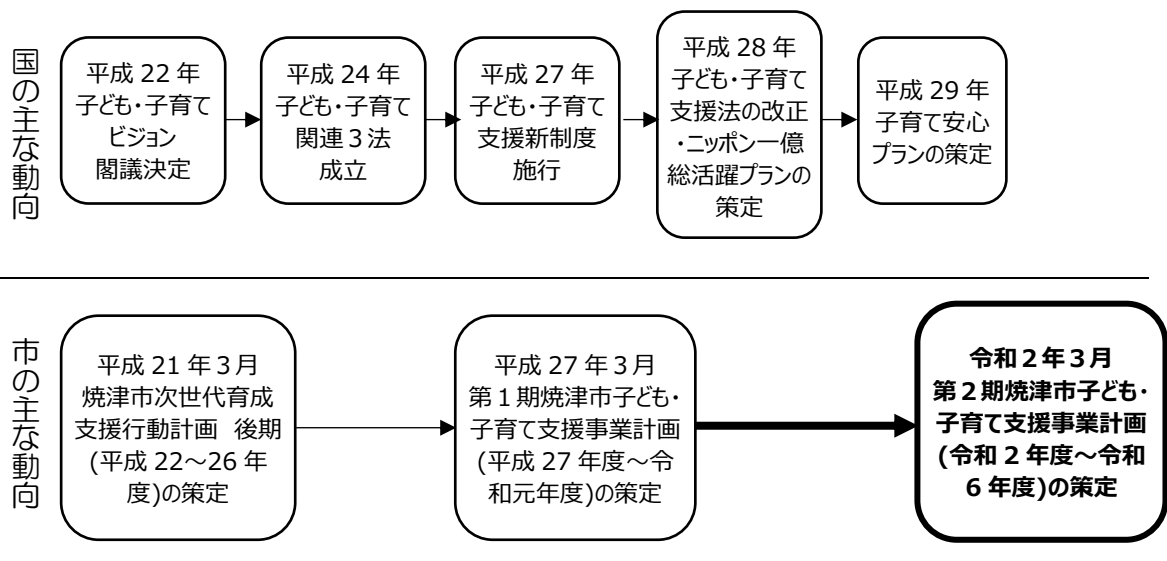
そして、平成22年には、歯止めのかからない少子化、社会情勢や子育てニーズの多様化などを背景に「子ども・子育てビジョン」を打ち出し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援について検討が始まりました。

本市においては、前期(平成17～21年度)及び後期(平成22～26年度)の焼津市次世代育成支援行動計画を策定し、家庭、学校、企業、行政等、地域社会の協力のもと、総合的な子育て支援の推進に取り組みました。

また、平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受け、次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、「第1期焼津市子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第1期計画」という）（平成27年度～令和元年度）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供や保育の量的確保、地域子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

平成29年6月、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた、国の「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』といった方向性が示されました。

令和元年度、第1期計画の計画期間満了を迎えることから、国のプランの内容や方向性を踏まえ、第2期「焼津市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定し、引き続き、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に取り組めます。

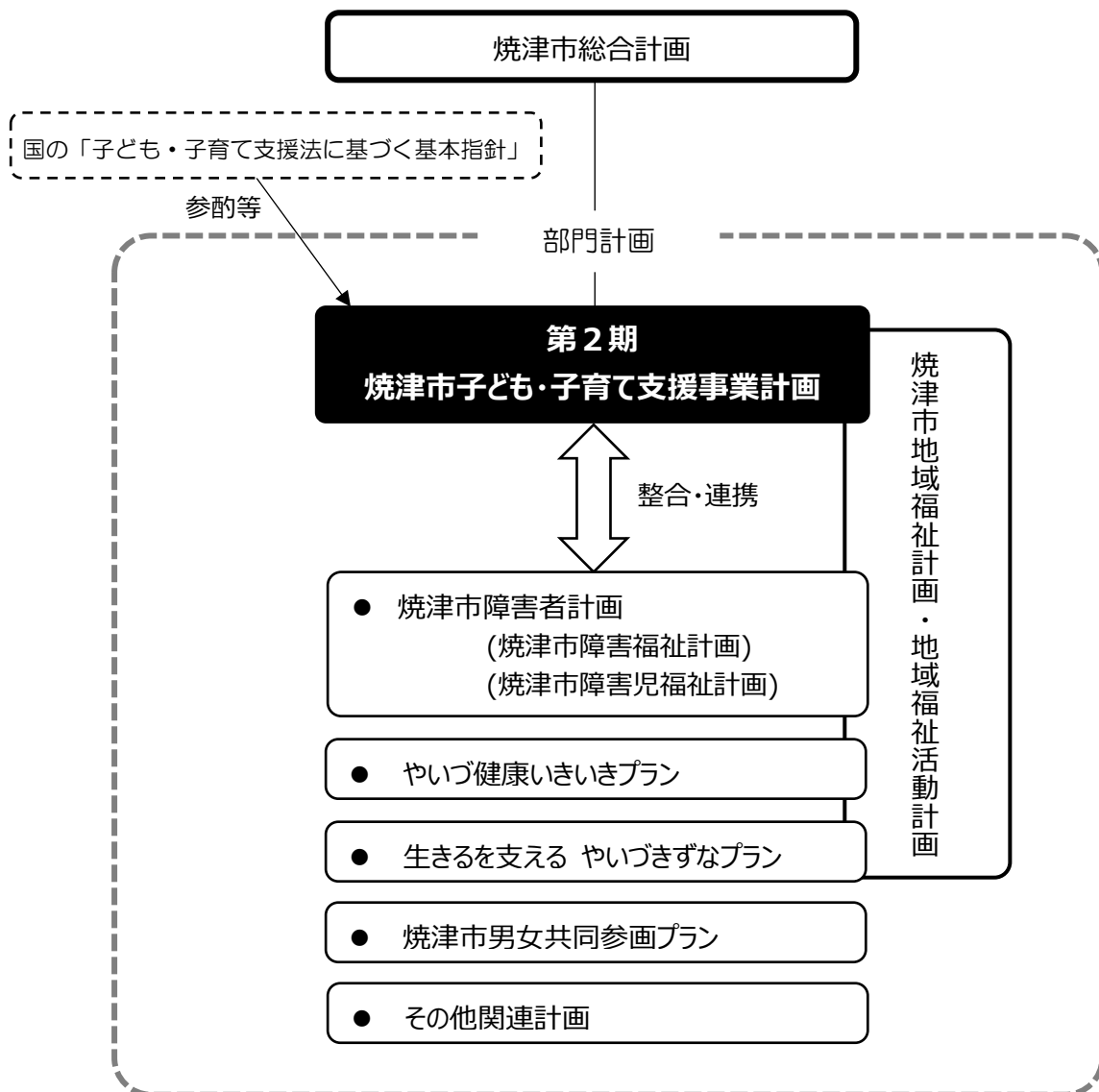


2 計画の位置付け

本市では、本計画を子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、子どもの貧困対策推進法に基づく、子どもの貧困対策に関する計画として位置付けます。

さらに、本市の上位計画である焼津市総合計画をはじめ、焼津市地域福祉計画などの関連計画との連携と整合を図りながら策定しています。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画として策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1期計画									
		中間 見直し		改定	本計画（第2期計画）				
						中間 見直し			改定

4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定による「焼津市子ども・子育て会議」での審議のほか、子育て世帯の意見やニーズを的確に把握するため、「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」及び「パブリックコメント」を実施し、市民の意見等を踏まえて計画を策定しました。

事業	参加者	役割
焼津市子ども・子育て会議	有識者・事業者・保護者・ 労働者・関係機関代表	子ども・子育て支援事業計画の検討
焼津市子ども・子育て支援に 関する調査(アンケート調査)	・就学前児童の保護者 2,000人 ・小学校1～6年生の 保護者 1,000人	子育ての実態把握、就労意向やサービスの 利用意向等の把握
パブリックコメント	市民	子ども・子育て支援事業計画案への意見 提出

第2章

子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口・世帯・就労の動向

(1) 人口の推移

①市の人口の推移

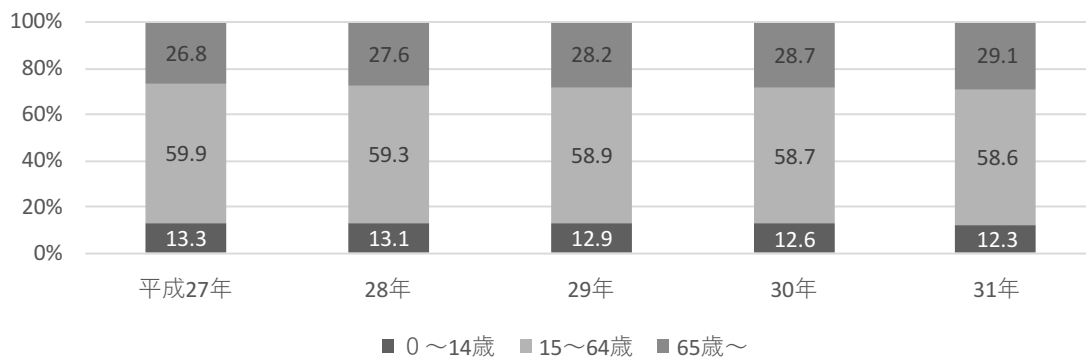
本市の総人口は、平成 22 年頃をピークに減少傾向となり、平成 31 年 3 月末現在 139,594 人となっています。

年齢3区分別人口を見ると、65 歳以上は年々増加している一方、平成 31 年の 0～14 歳は 17,243 人で、平成 27 年比 8.7%の減少となっており、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口（単位：人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 27→31 年 の増減率
0～14 歳	18,894	18,511	18,091	17,636	17,243	-8.7%
15～64 歳	85,329	83,959	83,026	82,294	81,792	-4.1%
65 歳～	38,230	39,140	39,744	40,259	40,559	6.1%
合 計	142,453	141,610	140,861	140,189	139,594	-2.0%

■年齢3区分別人口の割合



資料：住民基本台帳人口（各年 3 月末時点）

②子どもの人口の推移

18 歳未満の子ども人口は、平成 31 年現在 21,409 人で、平成 27 年比 7.4%の減少となっています。

いずれの年齢階級も減少していますが、特に 0～2 歳や 3～5 歳の未就学児は、減少幅が大きく、15%前後の減少率となっています。

■ 18歳未満の年齢階級別人口（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成27→31年の増減率
0～2歳	3,269	3,091	3,010	2,895	2,803	-14.3%
3～5歳	3,699	3,591	3,420	3,253	3,142	-15.1%
6～8歳	3,858	3,846	3,684	3,674	3,590	-6.9%
9～11歳	3,917	3,824	3,894	3,873	3,860	-1.5%
12～14歳	4,151	4,159	4,083	3,941	3,848	-7.3%
15～17歳	4,234	4,210	4,176	4,142	4,166	-1.6%
合計	23,128	22,721	22,267	21,778	21,409	-7.4%

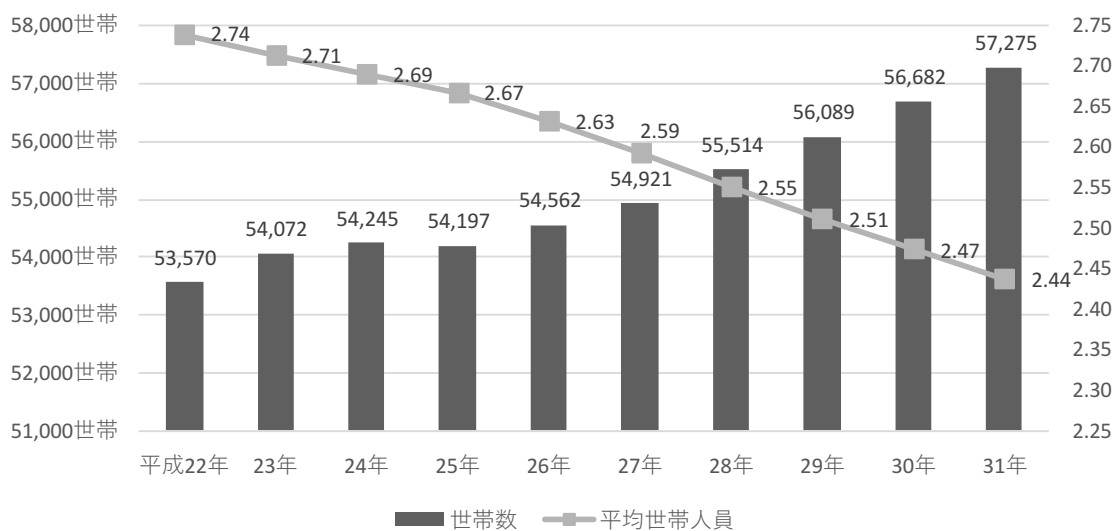
資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）

③世帯数の推移

世帯数は年々増加しており、平成31年には57,275世帯となっています。

一方、平均世帯人員は減少が続き、平成31年は2.44人となっており、世帯の細分化が進行しています。

■ 世帯数及び平均世帯人員の推移

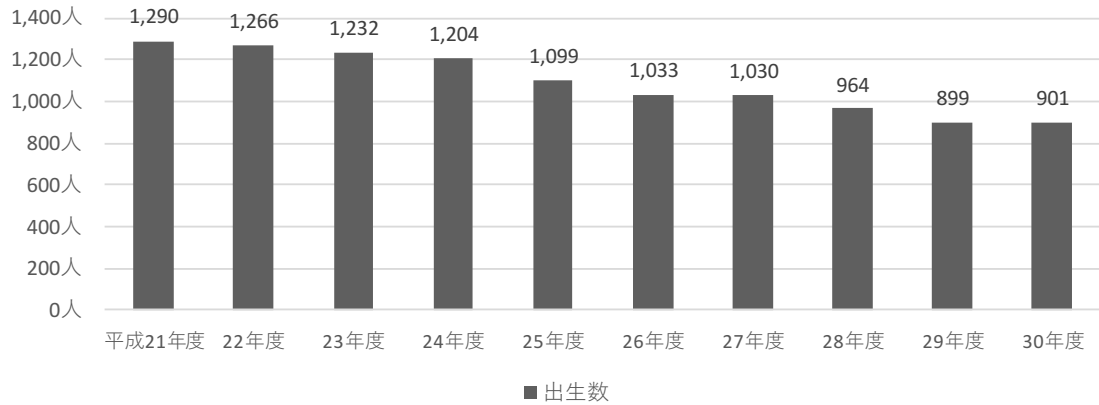


資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）

④人口動態

出生数は、年度によって増減はあるものの減少傾向となっていますが、平成30年度は、901人で、前年度の899人とほぼ横ばいとなっています。

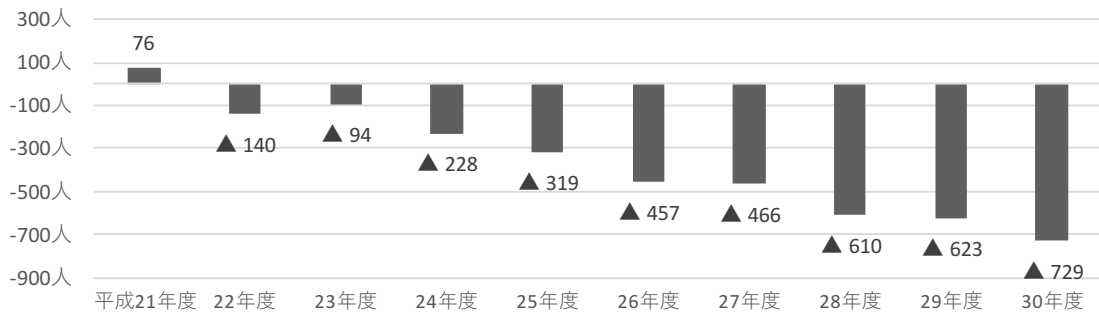
■出生数の推移



資料：住民基本台帳人口

出生者数が減少を続ける一方、死亡者数は増加を続けているため、自然増減は平成22年度以降、死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いています。

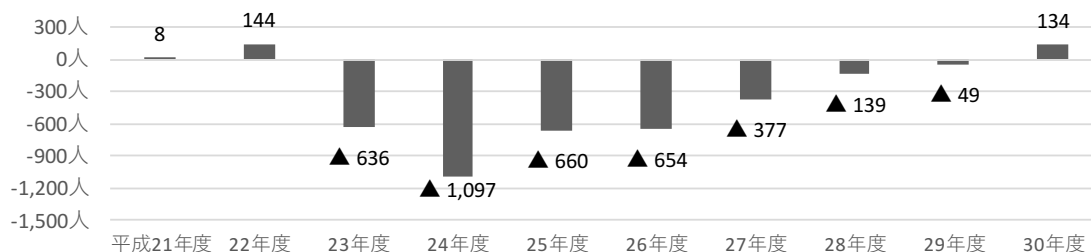
■自然増減（出生－死亡）の推移



資料：住民基本台帳人口

社会増減は、平成24年度に1,000人を超える転出超過となりましたが、以降、転出超過は減少を続け、平成30年度には転入超過となりました。

■社会増減（転入－転出）の推移



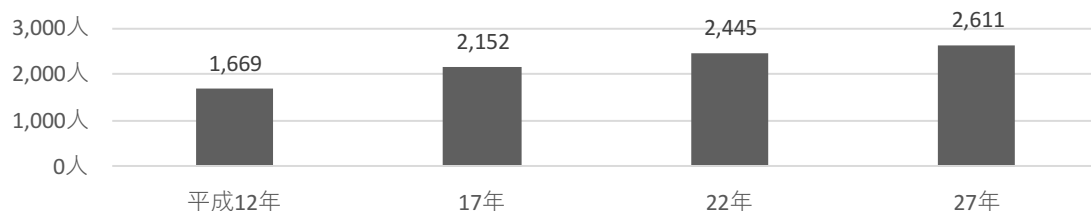
資料：住民基本台帳人口

⑤外国人の人口

国勢調査に基づく外国人の人口は増加が続いており、平成27年10月1日時点で2,611人となっています。

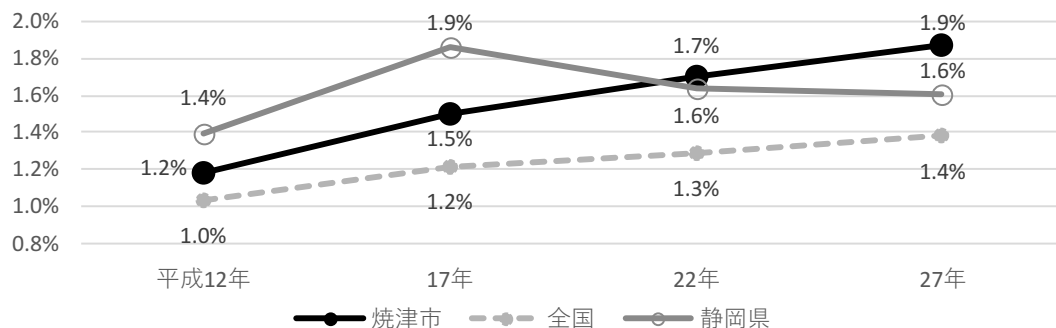
総人口に対する比率は、平成27年10月1日時点で1.9%となっており、静岡県や全国を上回る水準です。

■外国人の人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）平成12年及び17年は旧焼津市と旧大井川町の合算

■外国人の人口比率の推移



資料：国勢調査（平成27年10月1日）

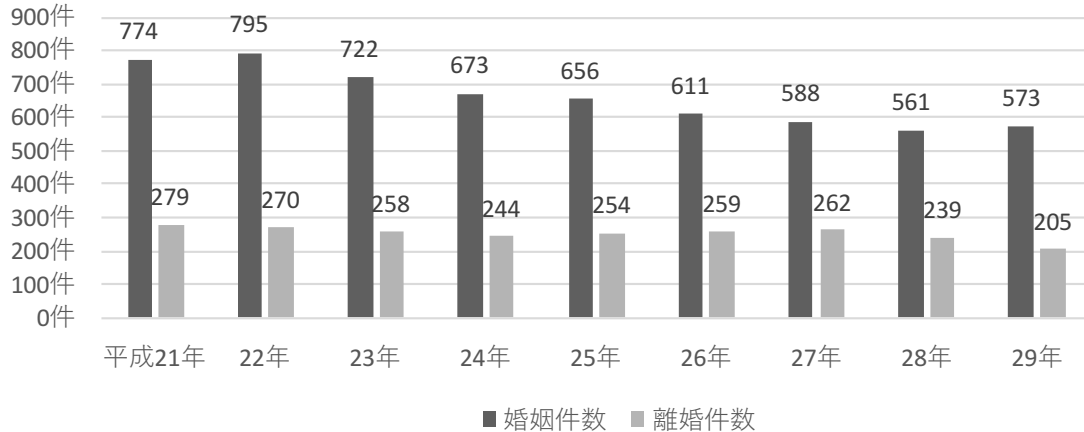
(2) 結婚・就労の動向

① 婚姻・離婚の推移

婚姻届出件数は、減少傾向が続いていましたが、近年は 500 件台後半で推移しています。

離婚届出件数は、平成 29 年実績で 205 件となっており、200 件台で推移しています。

■ 婚姻・離婚の推移

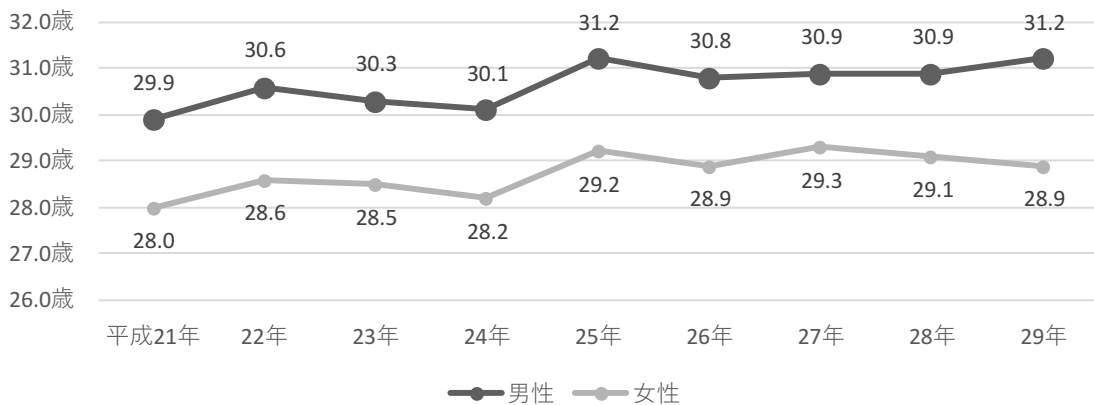


資料：人口動態統計

② 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、平成 29 年実績で男性は 31.2 歳、女性は 28.9 歳となっています。近年は、大きな変動はなく推移しています。

■ 平均初婚年齢の推移

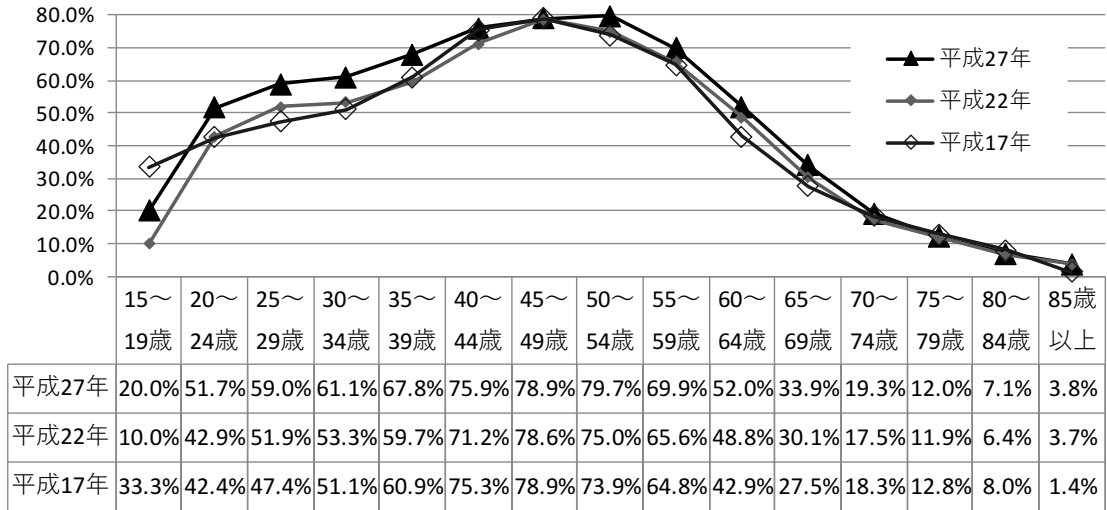


資料：人口動態統計

③女性の年齢階級別就業率

有配偶女性の年齢階級別就業率は、多くの年齢階級で就業率が上昇しています。

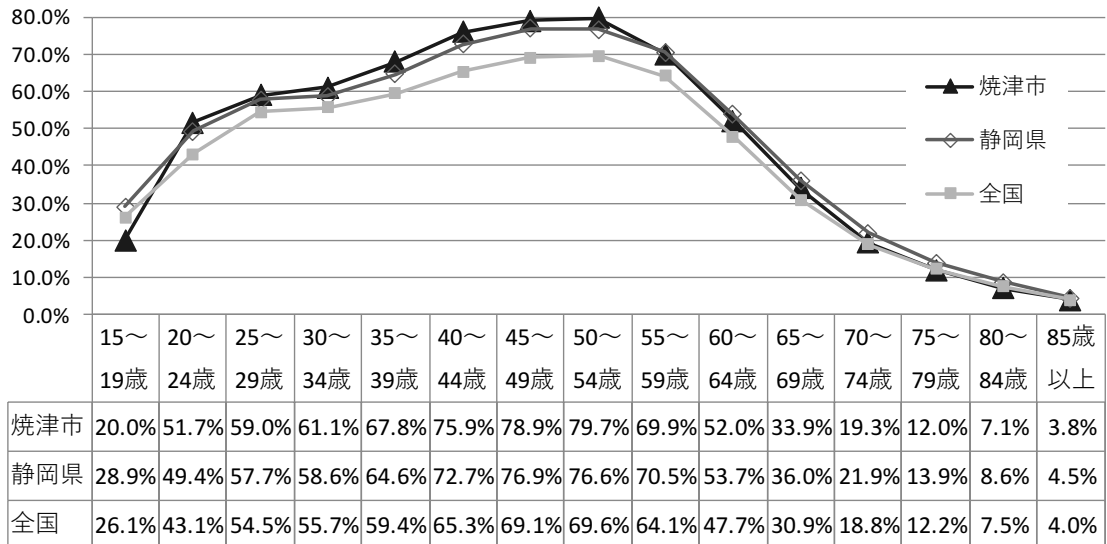
■有配偶女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）平成 17 年は旧焼津市と旧大井川町の合算

25～44 歳の有配偶女性の就業率は、平成 27 年が 68.0%となっており、全国平均（60.1%）、静岡県平均（65.3%）のいずれも上回っている状況です。

■有配偶女性の就業率の比較



資料：資料調査（平成 27 年 10 月 1 日）

2 家庭や地域の状況

(1) 母子保健の状況

本市では、母子保健事業として、不妊・不育症の治療費を補助する事業のほか、母子の健康状態や疾病等の早期把握と支援を図るため、手帳の交付や健康診査を実施しています。

①不妊・不育症治療費補助事業

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特定不妊治療 (体外・顕微受精)	助成件数	128	248	216	177	191
	妊娠確認数	43	49	60	48	57
一般不妊治療 (人工授精)	助成件数	36	38	46	50	50
	妊娠確認数	7	6	8	10	9
男性不妊治療	助成件数		0	1	0	0
不育症治療	助成件数			3	1	5

資料：焼津市の保健事業

②母子健康手帳の交付(妊婦指導)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付件数	1,087	1,026	983	912	959

資料：焼津市の保健事業

③幼児健康診査の受診

〈1歳6か月児健康診査〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	1,157	1,047	1,046	1,011	930
受診者数	1,119	1,020	1,030	975	914
受診率	96.7%	97.4%	98.5%	96.4%	98.3%

〈3歳児健康診査〉

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	1,197	1,173	1,000	1,003	1,069
受診者数	1,164	1,135	986	973	1,033
受診率	97.2%	96.8%	98.6%	97.0%	96.6%

資料：焼津市の保健事業

(2) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

本市の児童虐待認知件数は、平成30年度が155件となっており、年度によって増減が見られる状況です。

不良行為少年補導状況は、平成30年が259件となっており、件数は年々減少傾向となっています。内訳は、「深夜徘徊」が160件と最も多く、次いで「喫煙」が68件と続いています。

①児童虐待認知件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認知件数	222	187	212	135	155

資料：福祉行政報告例

②不良行為少年補導状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
飲 酒	2	8	17	17	12
喫 煙	126	187	173	104	68
粗暴行為	1	3	3	18	5
暴走行為	2	2	0	1	0
深夜徘徊	386	227	210	177	160
怠 学	4	3	4	3	0
不良交友	3	9	25	4	9
家 出	0	4	5	3	3
無断外泊	0	1	1	0	0
そ の 他	2	0	2	9	2
合 計	526	444	440	336	259

資料：焼津市犯罪のあらまし

3 焼津市子ども・子育て支援に関する調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関するニーズ等を把握し、市や国・県の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的として実施したものです。

(2) 調査の内容

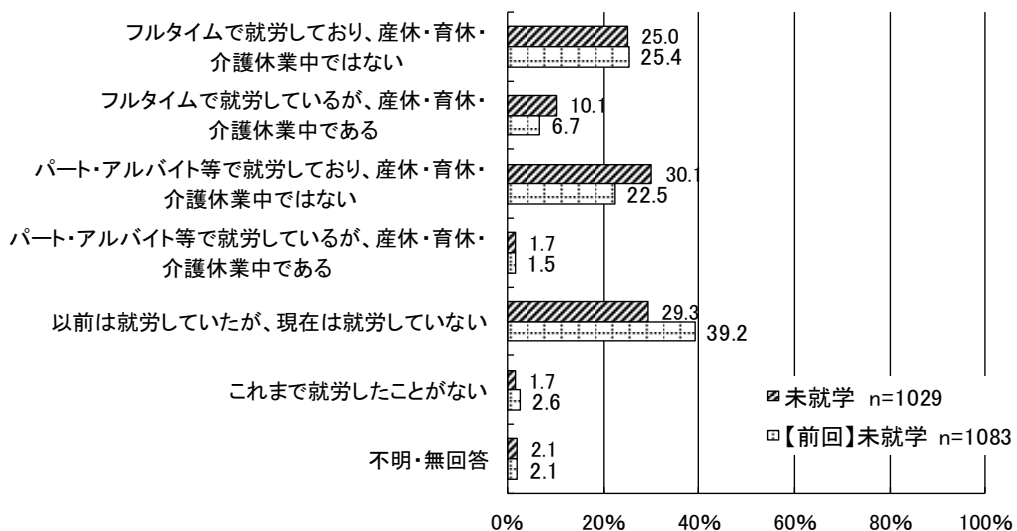
- 調査地域：市全域
- 調査対象者：
 - 市内在住の未就学児（以下「未就学児」という。）
 - 市内在住の小学生（以下「小学生」という。）
- 調査期間：平成31年2月15日（金）～平成31年3月4日（月）
- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査票の回収状況：

種別	配布数	回収数	回収率
未就学児	2,000	1,029	51.5%
小学生	1,000	502	50.2%
合計	3,000	1,531	51.0%

(3) 主な調査結果

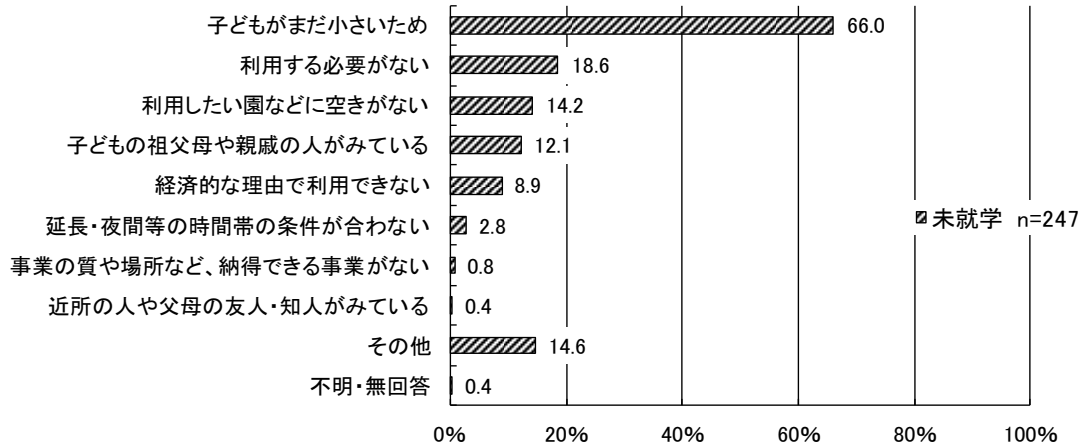
母親の就労状況《未就学児調査》

- 未就学児の母親の就労している割合は約7割（66.9%）で、前回調査（56.1%）から上昇しています。



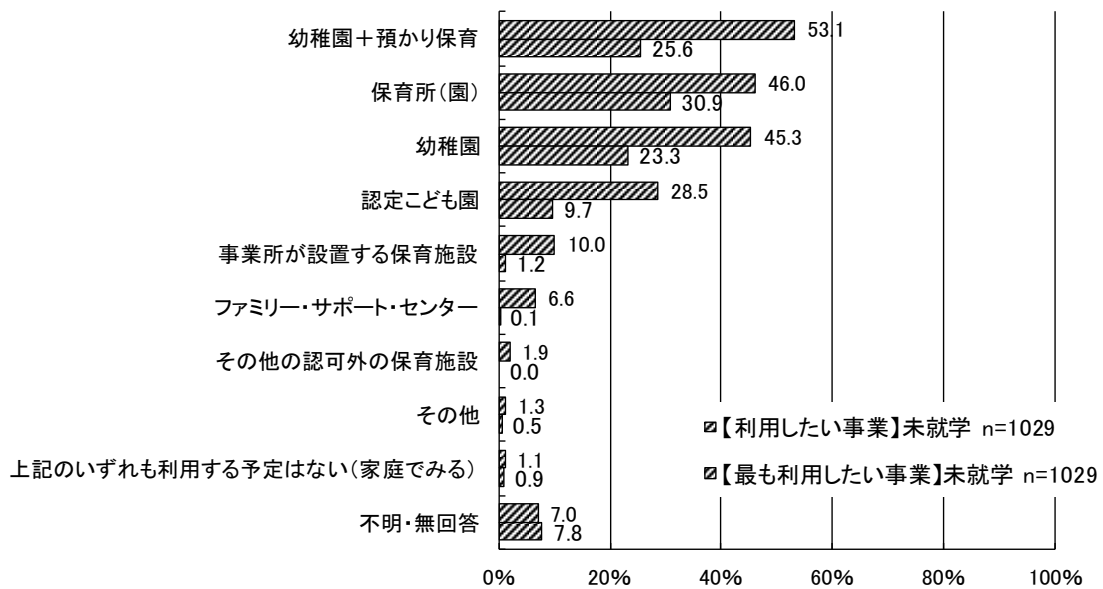
幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を「定期的」に利用していない場合の理由（複数回答可）《未就学児調査》

- 「利用したい園などに空きがない」との回答が約1割（14.2%）となっています。



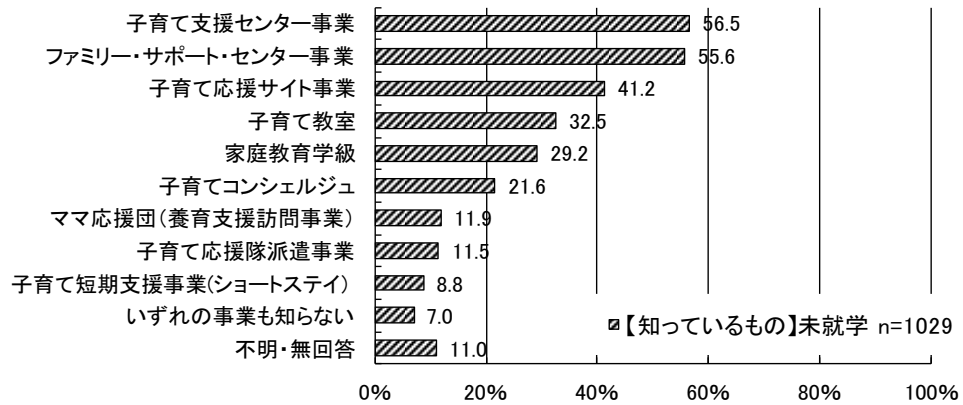
お子さんが【3歳以上のとき】に最も利用したい事業《未就学児調査》

- 「保育所（園）」が約3割（30.9%）、「幼稚園+預かり保育」が約3割（25.6%）、「幼稚園」が約2割（23.3%）と、利用希望がこれら3つの事業に概ね分かれる結果となっています。



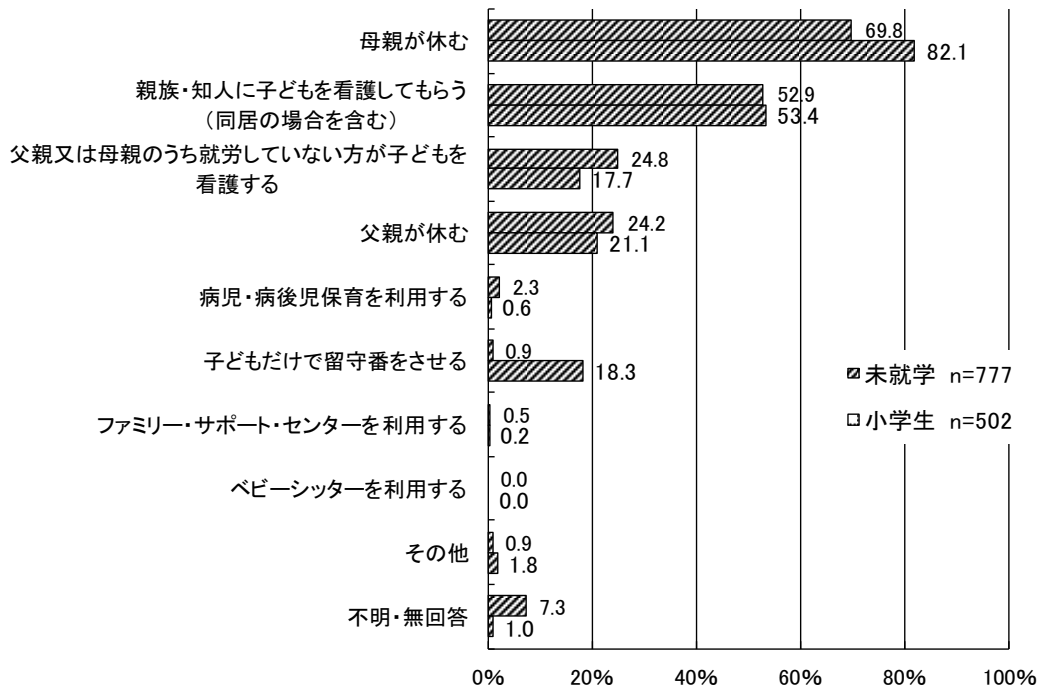
市の事業で知っているもの（複数回答可）《未就学児調査》

- 市の事業の認知度は、「子育て支援センター事業」(56.5%)、「ファミリー・サポート・センター事業」(55.6%)、「子育て応援サイト事業」(41.2%) が上位にあがっている一方、「子育てコンシェルジュ」は約2割(21.6%)の認知度となっています。



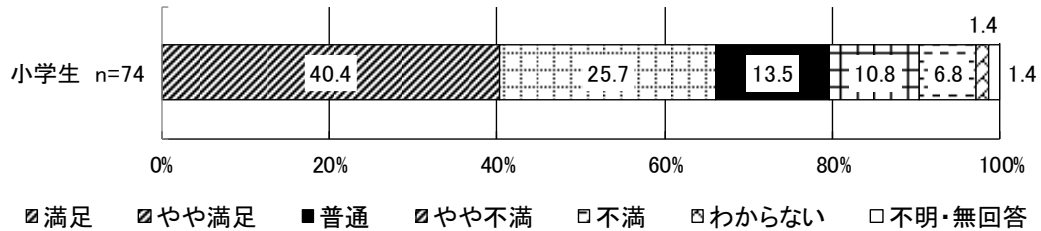
今後、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校等を利用できない、休まなければならない場合の対応（複数回答可）《未就学児調査》

- 「母親が休む」が未就学児69.8%、就学児82.1%でもっとも多く、「病児・病後児保育を利用する」は、未就学児では2.3%、小学生では0.6%となっています。



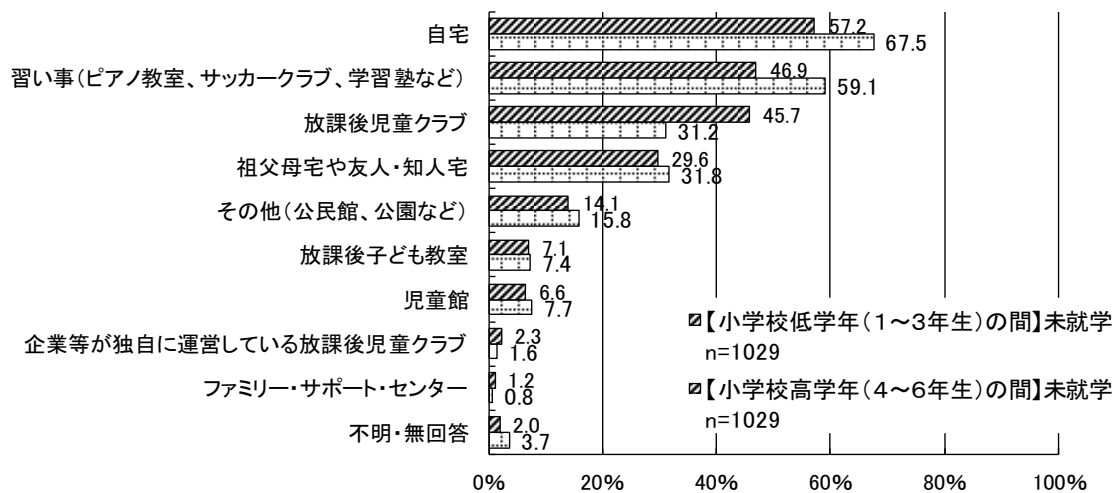
小学生における放課後児童クラブ利用者の満足度《小学生調査》

- 「満足」「やや満足」という肯定的な評価が約7割（66.1%）で、「やや不満」「不満」という否定的な評価の約2割（17.6%）を大きく上回っています。



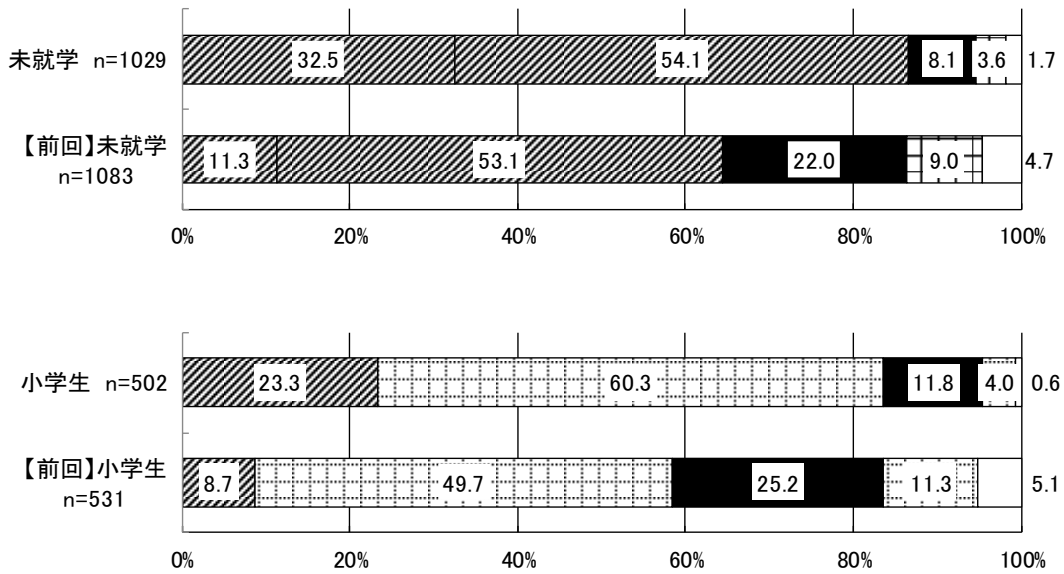
小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所等（複数回答可）《未就学児調査》

- 未就学児の家庭における小学校就学後の放課後児童クラブの利用希望率は、小学校低学年（1～3年生）の間は約5割（45.7%）、小学校高学年（4～6年生）の間は約3割（31.2%）となっています。



焼津市の子育て支援や環境への評価《未就学児調査・小学生調査》

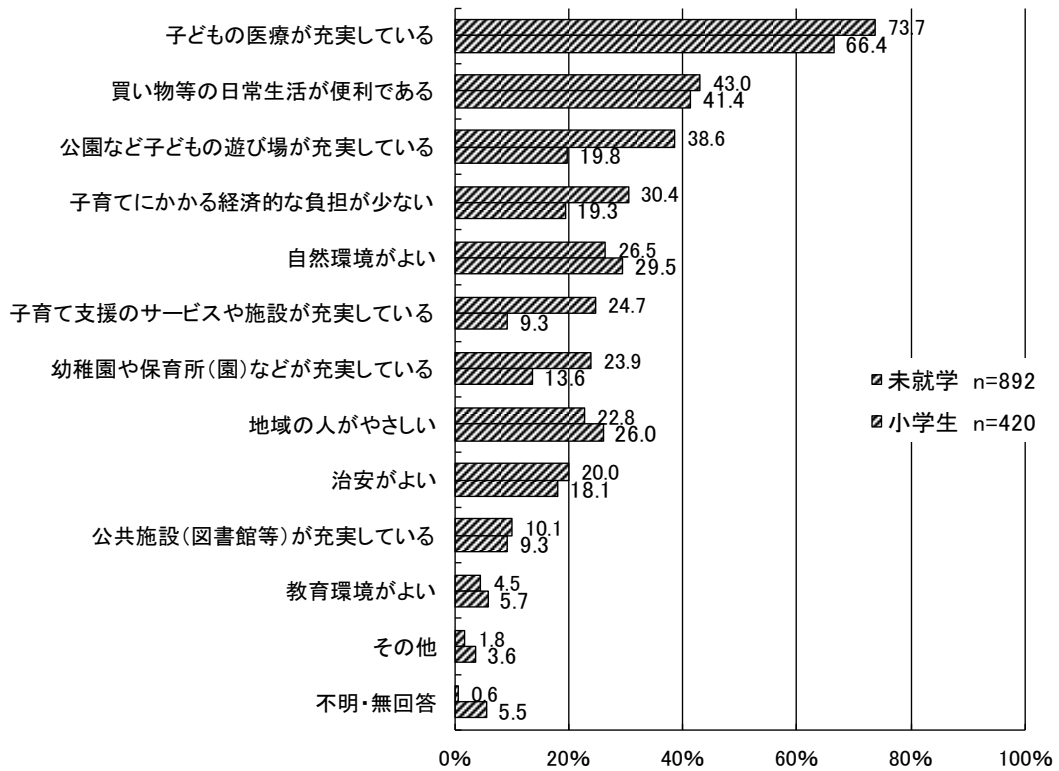
- 焼津市は子育てしやすいまちだと「そう思う」、「どちらかというそう思う」と肯定的に評価している割合は、未就学児で約9割（86.6%）、小学生で約8割（83.6%）にのぼっており、前回調査から大幅に子育て環境や支援への満足度が向上した結果となっています。



□そう思う □どちらかというと思う ■どちらかというと思わない □そう思わない □不明・無回答

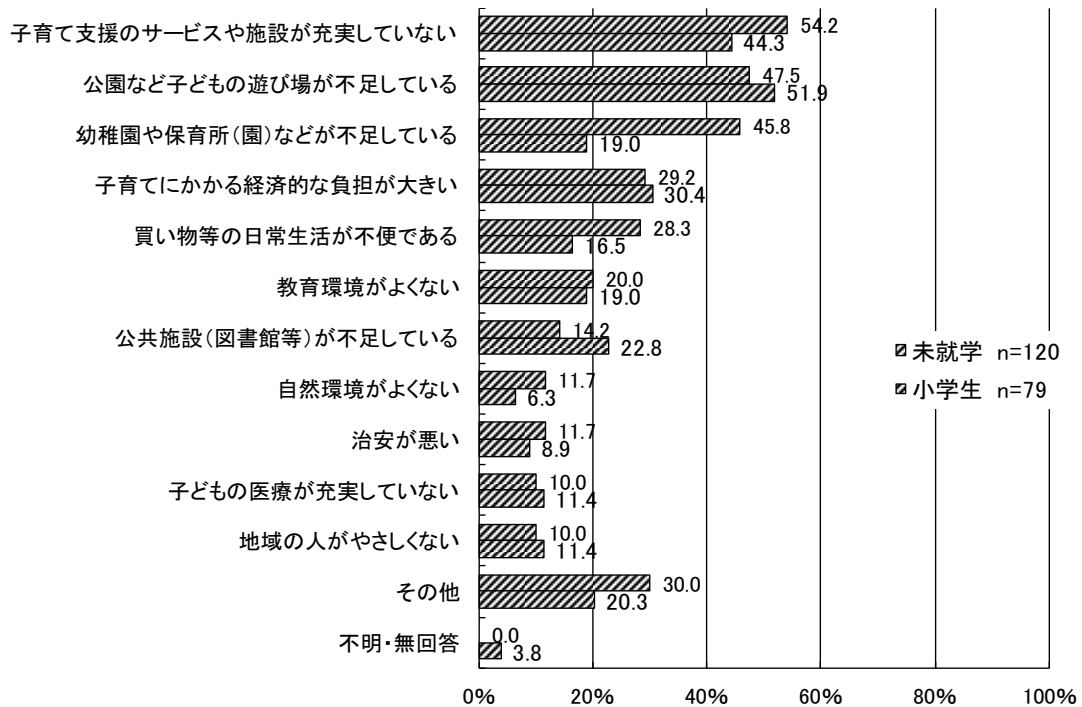
焼津市は子育てしやすいまちだと思う理由（複数回答可）《未就学児調査・小学生調査》

- 焼津市は子育てしやすいまちだと「そう思う」、「どちらかというと思う」という肯定的な評価の理由は、未就学児、小学生ともに「子どもの医療が充実している」が最上位となっています。



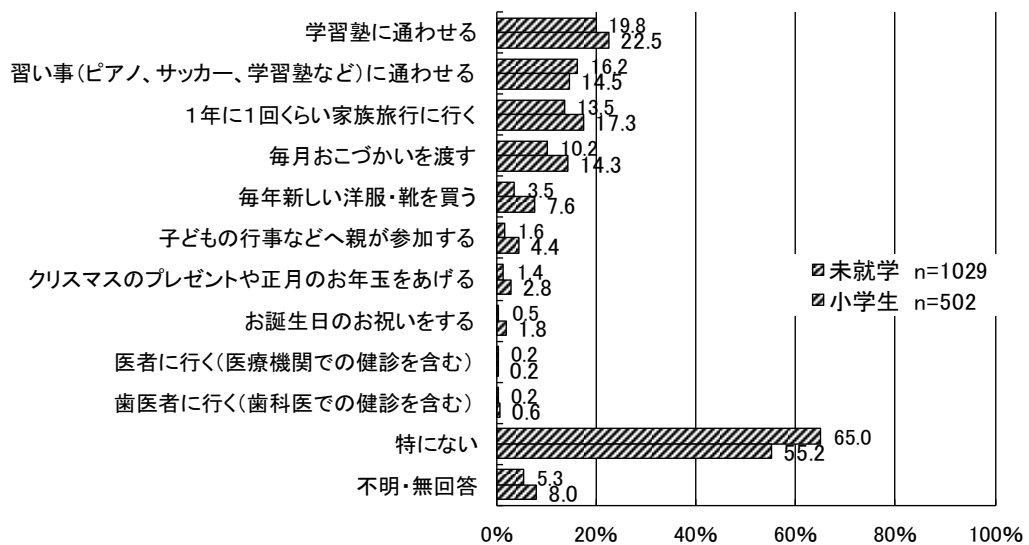
焼津市は子育てしやすいまちだと思わない理由（複数回答可）《未就学児調査・小学生調査》

- 焼津市は子育てしやすいまちだと「どちらか」というと「そう思わない」、「そう思わない」という否定的な評価の理由は、未就学児は「子育て支援のサービスや施設が充実していない」、小学生は「公園など子どもの遊び場が不足している」がそれぞれ最上位にあがっています。



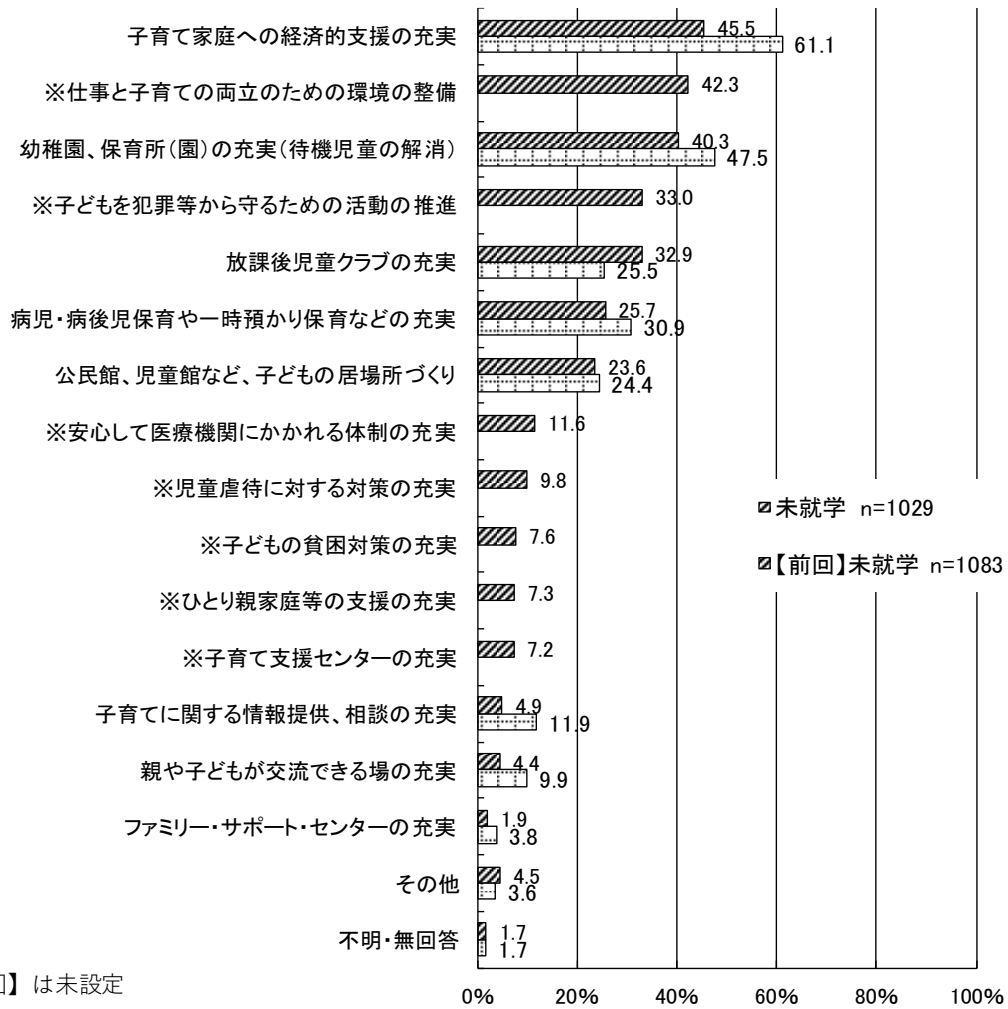
家庭で経済的にできないこと（複数回答可）《未就学児調査・小学生調査》

- 未就学児、小学生のいずれも「学習塾に通わせる」が最上位にあがっています。



子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策（複数回答可）《未就学児調査》

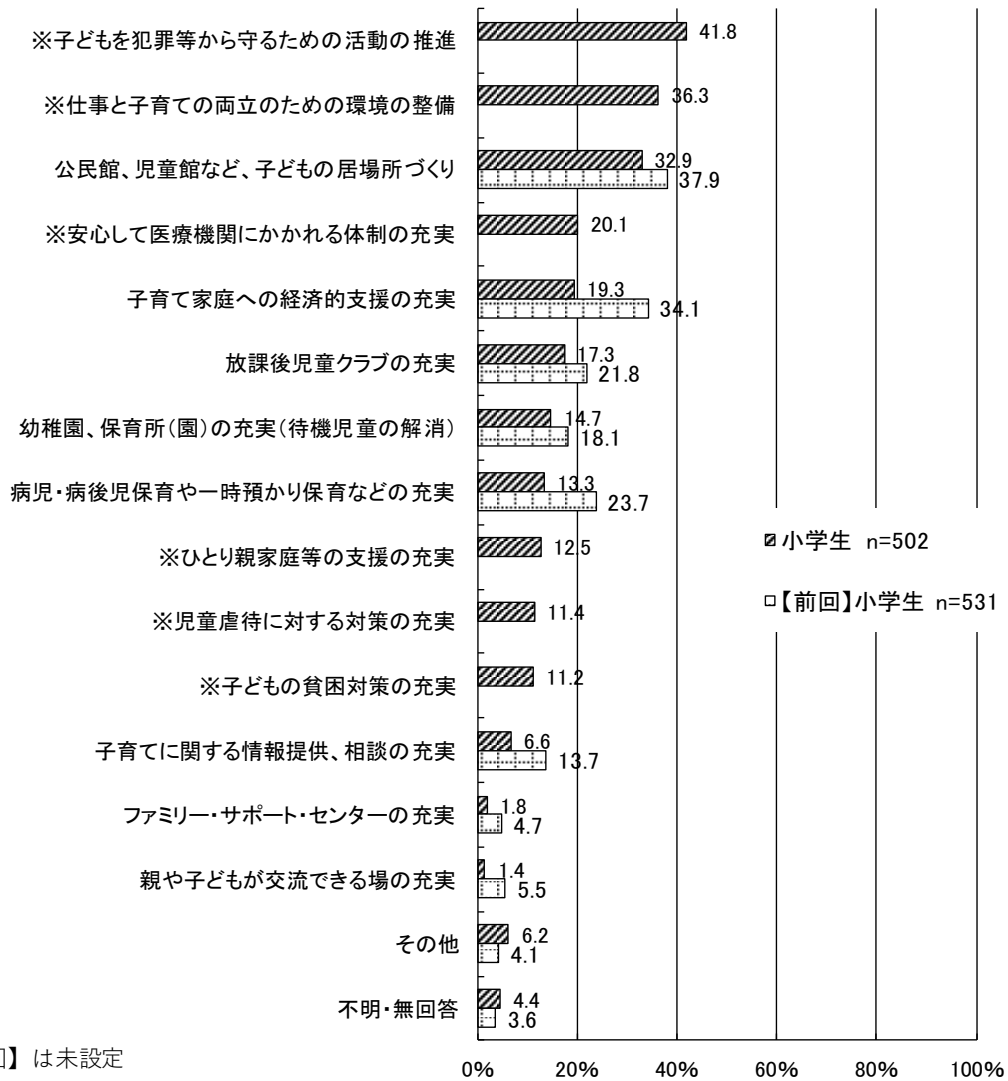
- 未就学児では、「子育て家庭への経済的支援の充実」が約5割（45.5%）と最上位となっています。前回調査と比べて、「子育て家庭への経済的支援の充実」、「幼稚園、保育所（園）の充実（待機児童の解消）」の回答が減少した一方、「放課後児童クラブの充実」との回答は増加しています。



※【前回】は未設定

子育て支援の充実を図ってほしいと期待する施策（複数回答可）《小学生調査》

- 小学生では、「子どもを犯罪等から守るための活動の推進」が約4割（41.8%）と最上位となっている一方、前回調査と比べて、「子育て家庭への経済的支援の充実」、「病児・病後児保育や一時預かり保育などの充実」等の回答率が減少しています。



(4) 小学校の状況

小学校別に児童数の推移を見ると、多くの小学校で児童数は減少しており、平成26年度比の減少率では、特に港が17.0%減、大井川西が15.7%減、焼津南が15.5%減と、減少幅が大きくなっています。

一方、焼津西や黒石、大井川東の3学区は、児童数が横ばい又は増加している状況です。

■ 小学校別児童数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成26→30 年度の増減率
東益津	481	468	452	447	459	-4.6%
焼津東	346	330	307	326	322	-6.9%
焼津西	1,044	1,068	1,068	1,057	1,077	3.2%
焼津南	304	284	283	259	257	-15.5%
豊田	1,043	1,039	1,033	1,020	1,029	-1.3%
黒石	675	685	669	668	680	0.7%
小川	715	687	675	670	661	-7.6%
港	731	699	672	615	607	-17.0%
大富	808	751	772	785	753	-6.8%
和田	407	388	373	375	367	-9.8%
大井川東	402	409	426	432	422	5.0%
大井川西	426	400	382	365	359	-15.7%
大井川南	429	413	405	423	417	-2.8%
合計	7,811	7,621	7,517	7,442	7,410	-5.1%

資料：統計やいづ

4 第1期計画における事業実施状況

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の第1期計画と実績

事業等		量の 見込み	平成 29年度	平成 30年度※	単位	実績/計画
1	幼稚園(1号・2号認定)	計画	2,460	2,039	人	98.87%
		実績	2,119	2,016		
2	保育所(園)2号認定 ※1	計画	904	1,079	人	92.77%
		実績	1,016	1,001		
3	保育所(園)3号認定 ※1	計画	859	1,079	人	72.94%
		実績	694	787		
4	地域型保育事業	計画	135	233	人	62.23%
		実績	37	145		
5	時間外保育事業 ※2	計画	648	364	人	78.02%
		実績	269	284		
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	計画	63	63	人日	128.57%
		実績	53	81		
7	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	計画	144,516	71,484	人日	100.00%
		実績	72,024	71,484		
8	一時預かり事業 計	計画	69,672	49,136	人日	108.68%
		実績	53,113	53,400		
	【内訳】預かり保育(幼稚園)	計画	62,138	41,796		113.53%
		実績	45,951	47,451		
	一時預かり(保育園等)	計画	7,534	7,340		81.05%
		実績	7,162	5,949		
9	病児・病後児保育事業	計画	4,664	240	人日	19.17%
		実績	52	46		
10	ファミリー・サポート・センター事業	計画	419	855	人日	110.64%
		実績	1,325	946		
11	利用者支援事業	計画	1	3	か所	100.00%
		実績	2	3		
12	妊婦健診 ※3	計画	1,004	10,755	人回	104.64%
		実績	912	11,254		
13	乳児家庭全戸訪問事業	計画	1,004	950	件	94.84%
		実績	889	901		
14	養育支援訪問事業	計画	60	70	人	95.71%
		実績	55	67		
15	放課後児童健全育成事業 計	計画	981	972	人	106.28%
		実績	981	1,033		
	【内訳】低学年(1～3年生)	計画	804	798		105.26%
		実績	812	840		
	高学年(4～6年生)	計画	177	174		110.92%
		実績	169	193		

※平成30年度の計画値は、中間見直し後のもの

※1 保育施設(2号・3号認定)の実績値に認可外保育施設利用者は含まない

※2 時間外保育事業は、月別の平均利用人数

※3 妊婦健診は、平成29年度は実人数で、平成30年度は人回数に変更

(2) 第1期計画の主な取り組み

【第1節】幼児期の学校教育・保育の充実

◆質の高い教育・保育の実現

- ・乳幼児教育推進会議を開催し、公立・私立幼稚園、保育所(園)が共同で研修を実施する先進的体制を構築しました。
- ・指導主事による指導・助言を通して、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図りました。

◆小規模保育事業（地域型保育事業※）の充実

増加する保育ニーズに対応するため、満3歳未満の子どもを対象とする小規模保育事業所の整備を進めました。

(平成29年度2施設、平成30年度7施設、令和元年度5施設が開設し、合計17施設となりました。)

◆保育士、幼稚園教諭確保のための取り組み

当市で働き始めた幼稚園教諭及び保育士に対し、家賃や奨学金返還の補助を実施し、人材確保を図りました。

◆幼稚園・保育所(園)と小学校の連携

連携強化のため、幼保小合同研修会や連絡会等を通じて、情報共有と相互理解を図りました。

【第2節】子育てを地域全体で支える環境づくり

◆病児・病後児保育事業の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、平成29年度より病後児保育に加えて、病児保育を実施しました。

◆利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置）の拡充

3か所の子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、悩みを抱える保護者に対し、相談、助言、情報提供を行いました。

平成30年度には、保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、相談体制を強化しました。

◆放課後児童クラブの整備

入所希望者の増加に対応するため、放課後児童クラブの整備を進め、平成25年度の19クラブから、令和元年度には25クラブに増えました。

※地域型保育事業・・・小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業があり、満3歳未満を対象とした定員19名以下の少人数の保育事業。

(3) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

本市では、子どもの遊び場、気軽な子育て相談場所として地域子育て支援拠点（子育て支援センター：8か所）や児童センターを設置し、子育てに役立つ講座や季節行事などの事業を実施しています。

また、子育てを地域で支え合う仕組みとして、会員登録制のファミリー・サポート・センター事業を展開しています。

①地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の利用者数の推移

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援センター さくら	子ども	2,175	2,442	2,318	2,652	1,905
	大人	1,884	2,079	2,138	2,397	1,666
	計	4,059	4,521	4,456	5,049	3,571
子育て支援センター 子育て広場なかよし	子ども	2,691	2,230	1,692	1,713	1,079
	大人	2,288	1,941	1,491	1,505	1,014
	計	4,979	4,171	3,183	3,218	2,093
子育て支援センター 1・2・3	子ども	6,647	6,643	6,148	6,502	6,297
	大人	5,950	5,997	5,843	6,032	5,714
	計	12,597	12,640	11,991	12,534	12,011
子育て支援センター みなみ	子ども	2,770	2,353	2,216	1,989	2,221
	大人	2,143	2,049	1,856	1,817	1,890
	計	4,913	4,402	4,072	3,806	4,111
子育て支援センター たかくさ	子ども	1,846	1,051	1,783	2,272	2,104
	大人	1,712	825	1,598	2,053	1,883
	計	3,558	1,876	3,381	4,325	3,987
子育て支援センター とまとぴあ	子ども	13,389	12,574	12,613	13,053	12,878
	大人	10,698	10,097	9,930	10,279	10,547
	計	24,087	22,671	22,543	23,332	23,425
子育てサポートルーム	子ども	8,887	10,151	10,250	10,426	10,289
	大人	9,704	9,263	9,019	8,758	8,613
	計	18,591	19,414	19,269	19,184	18,902
親子ふれあい広場	子ども	13,359	14,205	13,452	13,931	15,382
	大人	10,842	11,757	11,217	11,905	13,390
	計	24,201	25,962	24,669	25,836	28,772
合計	子ども	51,764	51,649	50,472	52,538	52,155
	大人	45,221	44,008	43,092	44,746	44,717
	計	96,985	95,657	93,564	97,284	96,872

※利用者数に園庭開放利用者、講座参加者を含む

資料：担当課資料

②地域子育て支援拠点（子育て支援センター）における事業の実施状況の推移

施設名	開催回数・ 参加延人数	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援センター さくら	開催回数 (回)	81	47	29	47	47
	参加延人数 (人)	1,779	1,260	1,337	1,166	1,068
子育て支援センター 子育て広場なかよし	開催回数 (回)	87	94	85	95	76
	参加延人数 (人)	2,696	2,753	1,712	1,677	1,218
子育て支援センター 1・2・3	開催回数 (回)	150	30	51	30	95
	参加延人数 (人)	4,302	1,916	1,910	1,224	3,415
子育て支援センター みなみ	開催回数 (回)	66	31	39	41	61
	参加延人数 (人)	1,505	626	715	769	1,063
子育て支援センター たかくさ	開催回数 (回)	137	19	19	65	15
	参加延人数 (人)	1,594	329	386	1,885	257
子育て支援センター とまとぴあ	開催回数 (回)	149	180	152	77	75
	参加延人数 (人)	6,604	6,070	6,310	3,672	3,471
子育てサポートルーム	開催回数 (回)	237	246	250	261	266
	参加延人数 (人)	8,492	9,493	9,035	8,518	8,772
親子ふれあい広場	開催回数 (回)	151	140	149	150	149
	参加延人数 (人)	8,055	8,478	7,680	8,075	8,844

資料：担当課資料

③児童センターの利用者数の推移（ターントクルこども館 とまとぴあ）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（満 18 歳の未満の児童）	9,626	8,774	9,126	9,396	9,901

資料：担当課資料

④児童センターにおける事業の実施状況の推移（ターントクルこども館 とまとぴあ）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体験講座	実施回数 (回)	17	18	18	25	16
	参加延人数 (人)	611	577	442	308	124
季節行事	実施回数 (回)	8	9	8	8	17
	参加延人数 (人)	356	755	1,028	1,039	1,208
クラブ活動 (平成 30 年度より運動 講座に)	実施回数 (回)	42	22	24	25	17
	参加延人数 (人)	696	431	431	587	174

資料：担当課資料

⑤ファミリー・サポート・センター事業の登録会員数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
提供会員数	158	166	126	134	145
依頼会員数	535	598	648	628	668
両方会員数	32	33	35	42	39

資料：担当課資料

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」の基本理念の下、未来を担う子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会を実現するため、総合的かつ計画的な子育て支援策に取り組みます。

子育てについての第一義的責任を保護者が有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減し、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる子育て環境の整備が求められています。

引き続き、「子どもの最善の利益」※の実現を第一に考え、全ての子どもの成長と発達を保障するために、子どもや子育て家庭が必要としている支援が適切かつ十分に提供されるよう、包括的な支援を推進します。

本計画においても、第1期計画の基本理念を踏襲し、子ども・子育て支援のさらなる充実と市民満足度の維持・向上を目指します。

【計画の基本理念】

育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子



※「子どもの最善の利益」は、児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されています。国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指としています。

2 基本方針

基本理念の実現に向けた基本方針は次のとおりです。

方針1 結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実

若い世代の「家庭を持ち、子どもを産み育てたい」という希望をかなえるため、結婚・妊娠から子育てまで、各段階に合わせた支援策を推進します。

経済的負担の軽減のほか、子育ての不安や悩みを解消するため、関係機関が連携し、相談・支援体制を強化します。また、各種支援情報が、支援を必要とする人へ届くよう、効果的な情報発信を図ります。

方針2 幼児教育・保育の充実

一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児期の教育・保育の質の確保・向上に取り組むとともに、保育士や幼稚園教諭の人材確保を図ります。

また、幼稚園・保育所(園)と小学校の連携を強化し、連続性と一貫性をもった学びの実現を目指します。

方針3 子育てを社会全体で支える環境づくり

保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合い、子育てを楽しむためには、社会全体が子育て家庭に寄り添い、支える環境が必要です。

子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげるため、家庭、学校、地域、事業者、行政等が連携し、多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。

また、学校教育における学習とともに、様々な体験・交流活動の機会の提供や放課後の居場所づくりを図りながら、子どもの社会性と自立性を育む環境づくりに取り組みます。

方針4 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

貧困、障害、虐待など、特別な支援を必要とする子どもや家庭を含め、全ての子どもが自分らしく生きることができ、子どもの最善の利益が確保できるよう、総合的な支援体制の整備を図ります。

方針5 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

共働き世帯が増加する中、男女がともに働きやすく、それぞれの家庭状況に応じた多様な働き方が選択できる就労環境づくりが求められています。

多様なニーズに応じた、教育・保育、子育て支援サービスの充実とともに、働き方の見直しや男性の育児への参加促進等、事業者や地域住民の意識啓発に取り組みます。

3 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域について

本計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を定めます。

教育・保育提供区域は、教育・保育の整備や利用の状況等、地域の実情に応じて設定します。

(2) 本市の区域設定の考え方

第1期計画においては、中学校区を基本単位とし、隣接する複数中学校区の組み合わせにより4区域を設定しました。

本計画においては、地域子ども・子育て支援事業の一つである放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、小学校区単位で需要と供給を検討する必要があることから、基本単位を小学校区としました。

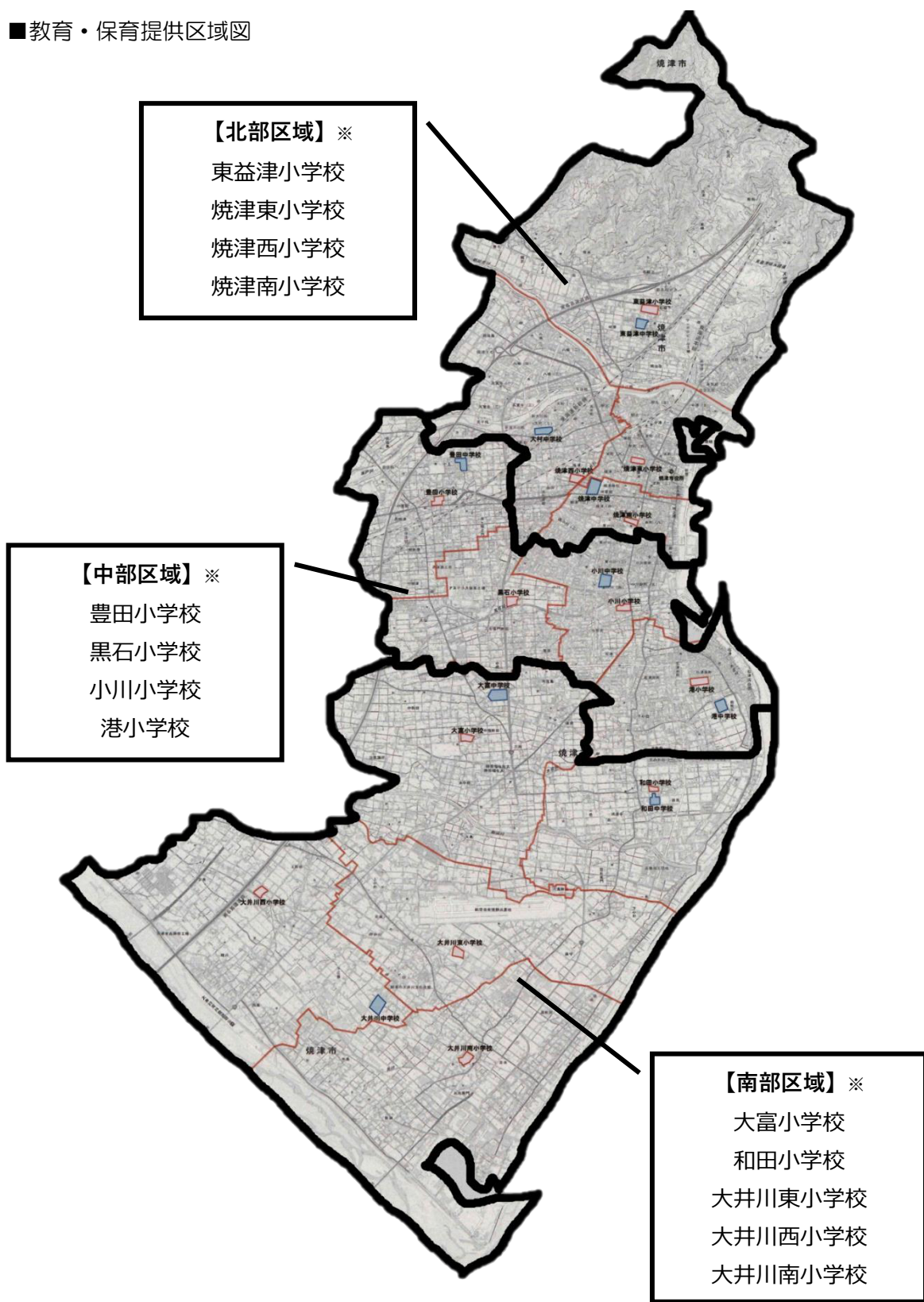
その上で、教育・保育施設の利用率、通園状況、各区域の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスを考慮し、隣接する小学校区を組み合わせ、北部、中部、南部の3つの区域に見直しを図りました。

なお、各事業の特性に応じて、市全域、3区域別、小学校区別のいずれかの区域を選択し、「量の見込み」と「確保方策」を設定しました。（30ページ参照）

■教育・保育提供区域 第1期計画と本計画の比較

第1期計画		本計画（第2期計画）				
①	東益津中学校	①	北部区域	東益津小学校 焼津東小学校 焼津西小学校 焼津南小学校		
②	焼津中学校 大村中学校 豊田中学校 小川中学校			②	中部区域	豊田小学校 黒石小学校 小川小学校 港小学校
③	大富中学校 和田中学校 港中学校					③
④	大井川中学校					

■教育・保育提供区域図



※以降、北部区域を「北部」、中部区域を「中部」、南部区域を「南部」という。

■事業別 区域設定の考え方

事業	区域	考え方
教育・保育（1号認定～3号認定）	3区域	教育・保育提供区域別に幼稚園、保育所(園)の需要と供給を検討・設定します。
時間外保育事業	3区域	教育・保育と同様に需要と供給を検討・設定します
子育て短期支援事業(ショートステイ)	市全域	これまでの利用実績、「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」の結果及び供給体制を踏まえ、市全域で需要と供給を検討・設定します。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	市全域	
一時預かり事業	市全域	
病児・病後児保育事業	市全域	
ファミリー・サポート・センター事業	市全域	
利用者支援事業	市全域	
妊婦健診	市全域	
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	
養育支援訪問事業	市全域	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	



4 推計児童人口

計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行いました。

※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

■推計児童人口 市全域

区 分	実 績	推 計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	890	867	848	826	812	799
1 歳	914	914	891	872	850	836
2 歳	999	912	914	891	872	850
3 歳	1,040	973	907	909	886	867
4 歳	1,034	1,023	972	906	908	885
5 歳	1,068	1,021	1,023	972	906	908
未就学児小計	5,945	5,710	5,555	5,376	5,234	5,145
6 歳	1,181	1,062	1,019	1,021	970	904
7 歳	1,192	1,165	1,062	1,019	1,021	970
8 歳	1,217	1,182	1,165	1,062	1,019	1,021
9 歳	1,281	1,216	1,184	1,167	1,064	1,021
10 歳	1,194	1,280	1,216	1,184	1,167	1,064
11 歳	1,385	1,195	1,280	1,216	1,184	1,167
小学生 小計	7,450	7,100	6,926	6,669	6,425	6,147
合計	13,395	12,810	12,481	12,045	11,659	11,292

資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）

■推計児童人口 教育・保育提供区域別

①北部（東益津・焼津東・焼津西・焼津南）

区 分	実 績	推 計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	232	235	229	221	221	218
1 歳	234	237	240	234	226	226
2 歳	259	236	237	240	234	226
3 歳	243	258	235	236	239	233
4 歳	261	248	258	235	236	239
5 歳	318	251	248	258	235	236
未就学児小計	1,547	1,465	1,447	1,424	1,391	1,378
6 歳	314	321	250	247	257	234
7 歳	363	308	321	250	247	257
8 歳	347	367	308	321	250	247
9 歳	359	347	368	309	322	251
10 歳	343	362	347	368	309	322
11 歳	381	344	362	347	368	309
小学生 小計	2,107	2,049	1,956	1,842	1,753	1,620
合計	3,654	3,514	3,403	3,266	3,144	2,998

資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）

②中部（豊田・黒石・小川・港）

区 分	実 績	推 計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	455	377	366	357	345	335
1 歳	458	468	389	378	369	357
2 歳	515	447	468	389	378	369
3 歳	508	498	443	464	385	374
4 歳	489	499	497	442	463	384
5 歳	460	481	499	497	442	463
未就学児小計	2,885	2,770	2,662	2,527	2,382	2,282
6 歳	504	451	480	498	496	441
7 歳	488	491	451	480	498	496
8 歳	503	483	491	451	480	498
9 歳	498	500	484	492	452	481
10 歳	490	497	500	484	492	452
11 歳	548	490	497	500	484	492
小学生 小計	3,031	2,912	2,903	2,905	2,902	2,860
合計	5,916	5,682	5,565	5,432	5,284	5,142

資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）

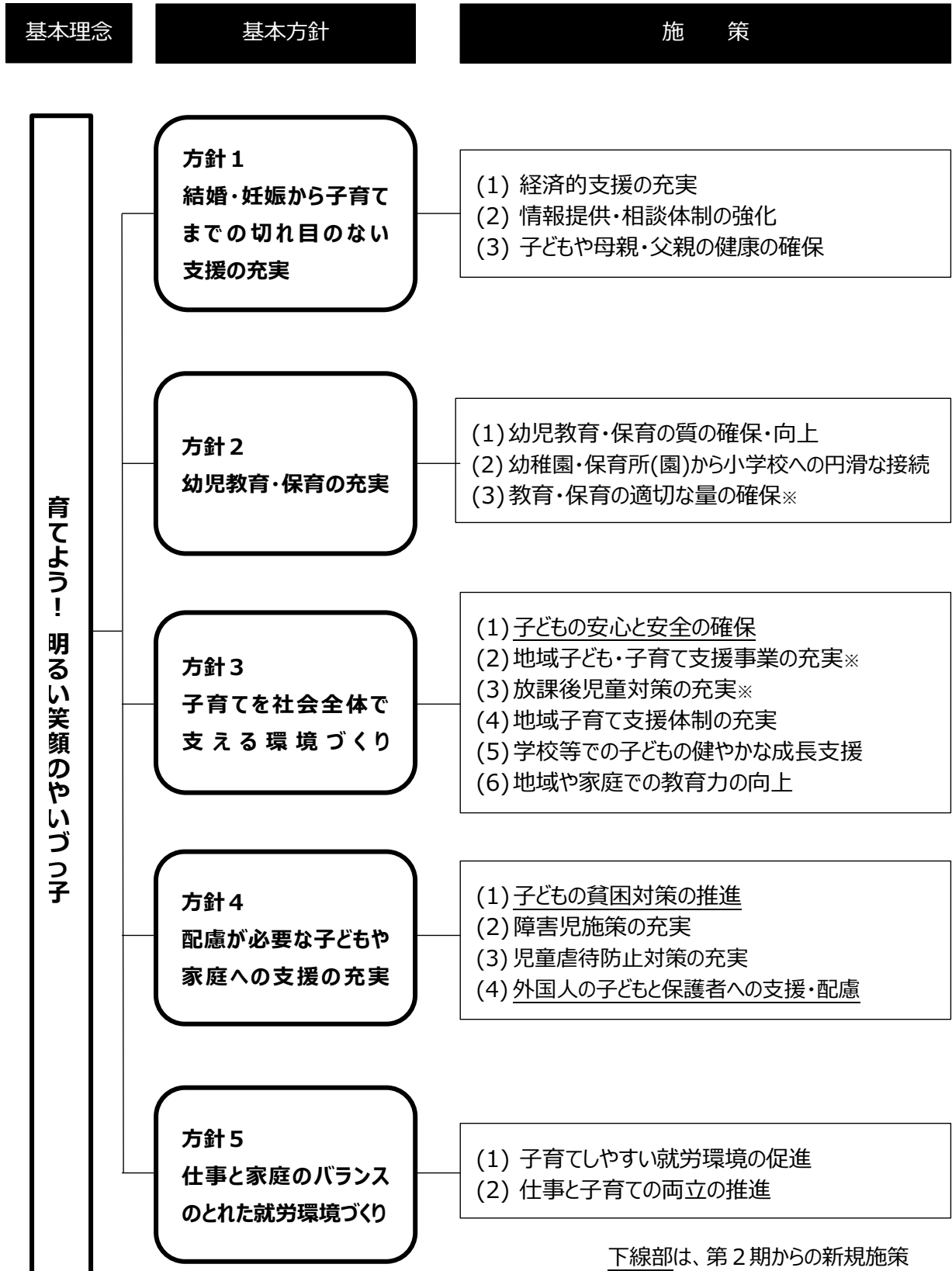
③南部（大富・和田・大井川東・大井川西・大井川南）

区 分	実 績	推 計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	203	255	253	248	246	246
1 歳	222	209	262	260	255	253
2 歳	225	229	209	262	260	255
3 歳	289	217	229	209	262	260
4 歳	284	276	217	229	209	262
5 歳	290	289	276	217	229	209
未就学児小計	1,513	1,475	1,446	1,425	1,461	1,485
6 歳	363	290	289	276	217	229
7 歳	341	366	290	289	276	217
8 歳	367	332	366	290	289	276
9 歳	424	369	332	366	290	289
10 歳	361	421	369	332	366	290
11 歳	456	361	421	369	332	366
小学生 小計	2,312	2,139	2,067	1,922	1,770	1,667
合計	3,825	3,614	3,513	3,347	3,231	3,152

資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）



5 施策の体系



下線部は、第2期からの新規施策
 ※は数値目標あり

第4章 推進施策

1 結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実

(1) 経済的支援の充実

現 状

全国的に出生数の減少が続き、当市においても緩やかな減少傾向にありますが、平成30年の出生数は903人で、前年の900人とほぼ横ばいとなっています。

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（平成27年）によると、夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る背景として、経済的理由が最も多く挙げられおり、特に妻の年齢が35歳未満の若い層では8割前後の高い選択率となっています。

本市では、幼稚園・保育所(園)の保育料無償化と第3子以降の副食費免除をはじめ、高校3年修了時までの医療費助成や子育て世帯の住宅取得を支援する事業など、経済的支援策を展開しています。

課 題

- ・結婚・妊娠を望む人が希望をかなえられる環境づくりが求められています。

施策の方向性

- ・結婚・妊娠から子育てまでの経済的負担の軽減策を推進します。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【新生活・移住・定住支援】

事業名	事業内容	関係課等
☆結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助します。	政策企画課
☆住まいる120「子育て世帯マイホーム取得応援事業」(焼津への移住・定住を支援する事業)	市内に新築又は建売住宅(マンションを含む)を取得する子育て世帯に対し、最大120万円を支援します。(一般保留地又は中心市街地活性化区域内の土地が対象)	住宅・公共建築課
☆「中古住宅流通促進奨励金」(焼津への移住・定住を支援する事業)	市内の中古住宅を取得する若年世帯に対し、最大80万円を支援します。	住宅・公共建築課

【妊娠に関わる助成】

事業名	事業内容	関係課等
不妊治療費助成事業 (こうのとり事業)	不妊治療（特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療）を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために、治療費の一部を助成します。	健康づくり課
不育症治療費助成 (コアラ・맘助成)	妊娠しても流産、死産や新生児死亡等を繰り返してしまう「不育症」の検査及び治療費を助成します。	健康づくり課

【各種手当や医療費の助成】

事業名	事業内容	関係課等
児童手当	中学校3年修了時までの子どもを養育する保護者に手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当	母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
未熟児養育医療給付事業	入院養育が必要な未熟児の治療に要する医療費を負担します。	子育て支援課
母子家庭等医療費助成事業	母子家庭等の医療費個人負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金 (県事業)	県事業として行われている母子家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行います。	子育て支援課
☆子ども医療費助成制度	0歳から高校3年修了時までの通院及び入院に伴う医療費を助成します。(保険診療外、第三者行為によるものは除く)	子育て支援課
☆予防接種(任意接種)への助成	ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザのワクチンを接種した場合に費用の一部を助成します。	健康づくり課

【保育・教育に関わる助成】

事業名	事業内容	関係課等
幼児教育・保育の無償化 (3歳児クラス～小学校入学まで)	令和元年10月導入の幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付認定」について、県との連携・協力のもと、公正・適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案し、円滑な給付方法を検討・実施します。	保育・幼稚園課

事業名	事業内容	関係課等
☆認可保育所(園)・小規模保育事業所等の保育料の助成 (0～2歳児クラス)	世帯年収や上の子の年齢に関係なく、第2子の保育料を半額、第3子以降は無料とします。	保育・幼稚園課
☆認可外保育施設利用者への保育料の助成	認可保育所との保育料の差額を補助します。認可外保育施設を利用する市内在住の世帯が対象で、無償化の限度額との差額を補助します。	保育・幼稚園課
☆もぐ・ぱくサポート V3 ブイスリー	市内の幼稚園・保育所(園)に通う、世帯年収360万円未満相当の世帯の子どもと第3子以降の子どもの副食費(おかず・おやつ等)を無料とします。	保育・幼稚園課
☆ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	ファミリー・サポート・センターの利用料の2分の1を助成します。(ひとり親家庭は4分の3)	子育て支援課
☆放課後児童クラブひとり親家庭利用料助成事業	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の2分の1(上限5,000円)を助成します。	子育て支援課
就学援助事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行います。 また、障害のある児童生徒の小中学校への就学の特殊事業にかんがみ、経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて教育費の援助を行います。	教育総務課
奨学金貸付事業	経済的理由によって、高等学校等の修学が困難な者に対し学資を貸与します。	地域福祉課



(2) 情報提供・相談体制の強化

現 状

子どもたちを取り巻く教育、生活環境が多様化し、子ども自身や家族が直面する悩みや問題も複雑化しています。また、少子化や地域でのつながりの希薄化が進む中、身近な相談相手がなく、悩みや不安を抱えている保護者が増えています。

焼津市子ども・子育て支援に関する調査によると、約90%の保護者が子育てについて精神的又は肉体的な負担や不安を感じています。また、乳幼児全戸訪問等により、養育支援が必要であると判断される家庭は年々増加しています。

本市では、広報やいづやホームページ、AI チャットボット等を通して、子育て支援事業等に関する情報提供を図るとともに、様々な相談窓口において、支援が必要な保護者の早期発見・早期支援に努めています。切れ目のない支援を継続するため、関係機関との情報共有、連携を図っていますが、さらにきめ細かな相談体制の確立が必要となっています。

課 題

- ・結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援体制の構築が求められています。
- ・支援が必要な家庭の把握と継続的な支援のため、関係機関との連携強化が求められています。

施策の方向性

- ・結婚・妊娠から子育てまでの様々な情報を市民に広くわかりやすく提供できるよう SNS 等を活用し、情報提供の充実を図ります。
- ・結婚・妊娠から子育てまで、継続性をもった相談・訪問体制を強化します。
- ・相談窓口と関係機関との情報共有を強化します。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【結婚・妊娠から子育てに関する情報の発信と共有】

事業名	事業内容	関係課等
☆ 出会い・結婚サポート事業	結婚を希望する方を対象にした出会いへの支援や企業・店舗等が連携した地域全体での結婚支援等を行います。	政策企画課
☆ やいちゃん子育てAIチャットボットの活用	子育てに係る行事等の情報を、やいちゃん子育てAIチャットボットで定期的に配信します。	子育て支援課 ICT 推進課

事業名	事業内容	関係課等
子育て応援サイト「とまとぴあ」や市ホームページによる情報提供	子育て応援サイト「とまとぴあ」や市の公式HPに、子育てに関する情報を掲載します。	子育て支援課
☆やいづ子育て「すくすくガイド」の発行	親子で楽しめる公園や各種手当・助成事業などの様々な子育て情報を目的別に掲載した総合案内冊子を作成、配付します。	子育て支援課
子育てグループの活動支援	就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについて学び、お互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援します。	社会教育課
☆家庭教育ネットワークの派遣	子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図ります。また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭教育力充実支援を行います。	社会教育課

【相談体制】

事業名	事業内容	関係課等
女性相談室の設置	女性が抱える様々な悩みを解決する手助けを行うため、女性専門の相談室を設置します。	市民協働課
子育て支援センター／子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みを相談できる窓口を設置し、妊娠・出産から子育てまで、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課 健康づくり課
子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援	子育てに関する情報をわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人（子育てコンシェルジュ）を配置し、妊娠・出産から子育てまでの様々な不安や悩みに対して、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課
こども家庭相談	児童虐待やドメスティック・バイオレンスに関すること、子どもに関する全般的な相談を行います。	こども相談センター
☆こども発達相談	ことば、性格や行動、集団生活、その他子どもの発達に関する相談に対して、個別面談や発達検査等を実施します。	こども相談センター

事業名	事業内容	関係課等
☆幼児巡回相談	幼児巡回相談員が、市内在住者の在籍する幼稚園・保育所(園)に年2回(前期・後期)巡回相談を行うことにより、発達において支援が必要な主に3～5歳児を行動観察し、園職員と支援方法を検討します。	こども相談センター
育児支援親子教室 (さくらんぼ教室／たんぼぼ教室)	健診・相談において、多動傾向や言語・理解等が気になる子どもを対象に、遊ぶ体験を通して発達を促すための教室を開催します。(2歳～就園まで)	健康づくり課
おひさま教室	発達の気になる子どもとその保護者を対象に、親子遊びを通して発達を促し、関わり方を一緒に考える教室を開催します。(1歳6か月～2歳3か月児)	こども相談センター
☆どんぐり教室	身体の不器用さ等発達のアンバランスさがある子どもを対象に、粗大運動遊びを通して、達成感や自信を持てるよう支援する教室を開催します。(5歳児)	こども相談センター
幼児ことばの教室	保育園児、幼稚園児で言葉に対して心配のある子ども(発音、吃音等)に対する訓練、指導を行います。焼津南小、小川小、大井川南小において「幼児ことばの教室」を開設しています。	保育・幼稚園課
保護者向け講座(ペアレントプログラム等)	子どもにとって一番身近な存在である保護者に対し発達についての理解を深め、子どもとの適切な関わりや対応を学ぶ教室を開催します。	こども相談センター
子どもの年齢に合わせた相談事業	6か月児相談、2歳6か月児相談、3歳6か月児相談、未受診者電話相談、心理相談等を実施します。	健康づくり課
電話による育児相談	子どもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談を行います。	健康づくり課
健康相談	母子を対象とした健康相談室や栄養相談、一般向けの健康づくり相談や栄養相談を実施します。	健康づくり課
チャレンジスクール(適応指導教室)	不登校児童・生徒のための教室を開き、自立を促すための助言・指導を行うとともに、学校へ復帰できることを目指します。	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業(県事業)	市内全小・中学校に配置されたスクールカウンセラーが、相談活動にあたります。	学校教育課

事業名	事業内容	関係課等
カウンセラーの派遣	不登校児童・生徒、保護者のカウンセリングや、犯罪・いじめ等にあった児童・生徒の精神的ケアを行うため、市のカウンセラーを各小中学校に派遣します。必要に応じて、家庭訪問も実施します。	学校教育課
心の教室相談員の配置	児童・生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を市内全小・中学校に配置します。相談員の情報交換等のため、研修会を年3回実施します。	学校教育課
教育相談	各学校で、教育相談の期日や期間を決め、子どもの心の発達や学習面での相談等、保護者の要望に応じて実施します。	学校教育課
青少年教育相談センター教育相談	幼児から20歳代までの青少年の教育相談に応じます。	社会教育課

【関係機関の情報共有】

事業名	事業内容	関係課等
要保護児童対策地域協議会代表者会議・虐待児小委員会	関係機関の代表者が連携し、総合的な要保護児童支援体制の構築を図ります。また、小委員会において特に重篤事案の情報共有及び支援方針を協議します。	こども相談センター
要保護児童対策地域協議会乳幼児部会	乳幼児期から就学までを対象に、保健、医療、福祉、教育の4領域の関係機関・団体が連携し地域における子育て支援を行います。	健康づくり課
要保護児童対策地域協議会 学齢児部会	被虐待児童・生徒、発達障害、問題行動、不登校児童・生徒への具体的支援策を協議します。関係機関（児童相談所、市立病院、焼津警察署、青少年教育相談センター、適応指導教室指導員、巡回相談員等）からなる小委員会を年10回開催します。教職員を対象とした講演会、研修会を年1回実施します。	学校教育課
☆発達支援ネットワーク代表者会議・実務者会議	発達障害児等の早期発見及び早期支援、ライフステージを通じた切れ目ない支援体制を構築するため、情報交換や施策を検討するための会議を年3回実施します。	こども相談センター

(3) 子どもや母親・父親の健康の確保

現 状

子どもが健やかに成長するためには、子どものみならず、家族も健康であることが重要です。特に産前産後の母親は、体調や生活環境の急激な変化により、心身の負担が非常に大きく、不安や悩みを生じやすくなります。

また、子育て等に関する情報はインターネットで手軽に入手できる一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化により周囲の支えが不足すると、育児の不安感や孤立感は大きくなります。

本市では、妊娠中から産後までの不安定な時期に保健師等の専門的な相談支援を実施するとともに、出産後も安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭をサポートする様々な保健事業を実施しています。

課 題

- ・産前から子育てまで切れ目のない支援が求められています。
- ・健康に関する知識の習得と意識の向上のための取り組みが求められています。

施策の方向性

- ・各種健診・訪問事業を通じた、要支援家庭の早期把握と継続的支援を強化します。
- ・子どもや母親・父親の健康の維持・増進のための保健事業を推進します。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【子どもや母親・父親の健康管理】

事業名	事業内容	関係課等
母子健康手帳交付	妊娠の届出をした者に対し母子健康手帳を交付し、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を記録し、子どもの成長の参考にします。	健康づくり課
妊婦健康診査(初回～14回目・超音波4回・血液検査・GBS検査)	妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要時に適切な指導を行い、母性の健康の保持増進を図るため、健診費用を助成します。	健康づくり課
産婦健康支援事業	妊娠中から産後への切れ目のない支援(主にうつ予防)を行うため、産婦健康診査及び産後ケア事業を実施します。健診費用及び事業利用費用を助成します。	健康づくり課

事業名	事業内容	関係課等
乳児家庭全戸訪問 妊産婦乳幼児家庭訪問	妊産婦・乳幼児家庭を訪問し、健康状態に応じた保健指導を行い、母親には育児についての不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、必要なサービスに結び付け、育児を応援します。	健康づくり課
子どもの年齢に合わせた健康診査事業	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。	健康づくり課
予防接種事業	B C G、不活化ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、三種混合、二種混合、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎の予防接種を実施します。	健康づくり課
S I D S「乳幼児突然死症候群」予防啓発	母子手帳交付時に周知、ポスターの掲示を行います。	健康づくり課
1歳6か月児フッ素塗布	歯の質を強化し、むし歯を予防するため、フッ素塗布を行います。	健康づくり課
歯科保健対策事業	生涯を通じた歯科保健対策「むし歯0運動」と一生自分の歯で食べることを目標に「8020運動」を推進し、歯の健康を通して全身の健康づくりを図ります。	健康づくり課
健(検)診事業	自己の健康状態を把握し、自ら健康管理に努めるため、乳がん・子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・骨粗しょう症等の各種健(検)診を実施します。	健康づくり課
「広報やいづ」による情報提供	毎月「健康」の欄に翌月の行事日程等を掲載します。	健康づくり課

【子育て・健康に関する教室やイベントの開催】

事業名	事業内容	関係課等
子育て教室	離乳食、病気の手当て、事故予防等小児科医師の講義、母親同士の情報交換等、子育てに関する保護者の学習の場として開催します。	健康づくり課
2歳児歯みがき教室	歯科衛生士による口腔チェック、歯みがき指導、保健師による生活指導、身体測定等を行います。	健康づくり課

事業名	事業内容	関係課等
子育て支援講座 (子育て支援センター)	市内8か所の子育て支援センターで、子育てに関わる講座や催しを随時開催しています。	子育て支援課
双子・三つ子の会 (子育てサポートルーム)	多胎児を妊娠中の方や未就学の多胎児を子育て中の方が、育児の情報交換や仲間づくりができる交流の場を提供します。	子育て支援課
歯と口の健康まつり	歯と口の衛生週間にちなみ、年1回全市民を対象に健康教育を行い、歯に対する関心を深め、歯科疾患の予防と早期発見を図ります。	健康づくり課
ウォーキング推進員活動の支援	市民の健康づくり、体力づくりのために、ウォーキング推進員の研修会、連絡会を開催します。ウォーキング推進員による元気隊ウォーキングを開催します。	健康づくり課
☆スポーツクラブ事業	市民がスポーツで汗を流し、楽しい時間を過ごすことを目的とします。軽スポーツやレクリエーションスポーツを中心に、同好の仲間や家族で気軽にスポーツを楽しみます。	スポーツ課
スポーツ教室	運動の日常化により、健康増進・体力向上、明るい仲間づくりを目指す。総合体育館、焼津体育館、大井川体育館において、幼児、親子、女性、リズム、高齢者、健康増進、成人男性、よちよち、リズムフィットネスを行う。	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ事業	地域住民が会費制で運営する地域に密着したクラブであり、複数の種目を用意し、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみ、地域の交流の場や健康づくり、青少年健全育成の場となることを目指します。	スポーツ課
☆市民トリム大会	運動を通してバランスのとれた体力づくりと健康増進を目指し、ウォーキング大会を行います。	スポーツ課

【食育】

事業名	事業内容	関係課等
栄養相談・指導	栄養相談を毎週1回実施します。 また、6か月児相談、1歳6か月児健診、2歳歯みがき教室、3歳児健診会場でも実施します。	健康づくり課

事業名	事業内容	関係課等
親子料理教室	健康づくり食生活推進協議会の会員が市内の公民館を会場に開催します。	健康づくり課
幼稚園、保育所(園)での食育推進事業	園内及び近隣農地における栽培・収穫体験、収穫物を用いたクッキング活動、絵本・紙芝居を活用した食に対する知識向上指導等を実施します。	保育・幼稚園課
小中学校での食に関する指導、食育の推進	本市に配置された栄養教諭と連携し、おやつの採り方や朝食摂取の重要性、栄養バランスを意識した食事等、児童生徒の実態に合わせた指導を行います。	学校教育課

【小児医療体制】

事業名	事業内容	関係課等
初期救急医療対策事業	医師会に委託し、休日及び夜間の救急医療を行います。	健康づくり課
第2次救急医療対策事業	志太榛原地域の公立病院により、2次救急医療を実施します。	健康づくり課
志太榛原救急医療センター運営事業	救急医療に対応するため、志太榛原管内の市町により、志太榛原救急医療センターを運営します。	健康づくり課
休日等歯科救急医療	市内歯科医院の在宅輪番制により休日の救急医療を行います。	健康づくり課

2 幼児教育・保育の充実

(1) 幼児教育・保育の質の確保・向上

現 状

幼児教育・保育は、子どもたちが集団生活を通して、社会でたくましく生きる力を身に付けるとともに、生涯にわたる人間形成の基礎を培う場であり、その後の学校教育の基盤を築く上で、大変重要な役割を担っています。

本市では、乳幼児教育推進会議を開催し、公立・私立幼稚園、保育所(園)が共同で研修を実施するなど、先進的な取り組みを通して、幼児教育・保育の質の向上を目指しています。

また、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図るため、連絡会を開催し、情報の提供と共有を図っています。

課 題

- ・幼稚園教諭や保育士等の資質の向上が求められています。

施策の方向性

- ・幼稚園教諭や保育士等の研修や指導等のさらなる充実を図ります。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【研修・指導体制】

事業名	事業内容	関係課等
☆公立・私立の幼稚園及び保育所による共同研修の実施	公立・私立幼稚園及び保育所(園)が共同で研修を進める体制を整え、焼津市に育つ子どもたちに、平等に質の高い幼児期の教育・保育を提供します。	保育・幼稚園課
☆指導主事の配置	専門的な知見や豊富な実践経験を有する指導主事による域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行います。	保育・幼稚園課
私立幼稚園教職員研修等補助事業	焼津市私立幼稚園協会主催の教職員研修や親子と教員のふれあいを目的としたチャイルド・チャレンジ大会に要する費用を補助します。	保育・幼稚園課

事業名	事業内容	関係課等
市教委学校訪問 (保育・幼稚園課訪問)	幼稚園、学校教育体制の確立と振興、充実を図るための指導及び助言を行います。	学校教育課 保育・幼稚園課
初任者研修会 (県事業)	初任者教員の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課
10年研修会 (県事業)	教職10年経験者の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課
研修主任研修会	校内研修を推進し、教職員の指導力向上のために、研修主任の役割について学びます。	学校教育課
発達支援講演会	幼稚園・保育所(園)、学校等の職員に対し、発達障害や支援方法の理解を深めるための講演会等を行い、発達に課題のある子どもたちが、園や学校等で生活しやすくなるよう支援します。	こども相談センター

【幼稚園教諭・保育士確保対策】

事業名	事業内容	関係課等
☆ 保育士確保対策の強化	焼津市で保育士や幼稚園教諭として働き始めた方に、奨学金の返還や家賃を補助します。 また、保育士や幼稚園教諭の資格を持ち、市内の園で働きたい方のための人材バンク「焼津市保育者人材バンク」を運営し、保育人材の確保を支援します。	保育・幼稚園課

【関係機関の連携】

事業名	事業内容	関係課等
教育・保育施設及び地域型保育事業の連携	教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携を図るために連絡会を開催し、情報提供及び共有することで協力体制を構築します。	保育・幼稚園課

【監査の実施】

事業名	事業内容	関係課等
教育・保育施設への適切な指導監督の実施	市内教育・保育施設に対し、運営状況を確認するため、施設監査及び確認監査を実施します。	保育・幼稚園課

(2) 幼稚園・保育所(園)から小学校への円滑な接続

現 状

慣れ親しんだ幼稚園・保育所(園)から小学校へ入学した際には、生活や学習環境が大きく変化し、適応が難しい子どもがいます。子どもが自らの力を発揮し、安心して小学校生活を送るためには、幼児期から小学校にかけての連続性と一貫性のある、育ちと学びが重要です。

本市では、小学校教員による幼稚園・保育所(園)の参観や校区ごとの幼保小連絡会の開催等を通し、子どもの育ちについて、情報の共有と連携を図っています。

課 題

- ・幼稚園・保育所(園)と小学校等の関係機関の連携強化が求められています。

施策の方向性

- ・各学校区において、幼保小合同研修会や連絡会等を通じた情報の共有化を推進します。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【学校での支援】

事業名	事業内容	関係課等
☆小学校低学年学校生活安定事業	小学校1年生の子どもが円滑に集団生活へ適応できるよう、小1サポーターを全クラスに配置し、支援します。	学校教育課

【関係機関の連携】

事業名	事業内容	関係課等
☆幼稚園・保育所(園)と小学校との連携	幼稚園・保育所(園)は幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、小学校教育への円滑な接続を図ります。幼保小合同研修会や連絡会等により、目指す子どもの姿や教育内容の相互理解を深め、「乳幼児期に育てたい力」を踏まえた幼児期の教育・保育の実践を図ります。	保育・幼稚園課 学校教育課

事業名	事業内容	関係課等
☆ 学校への移行支援	幼稚園・保育所(園)等での子どもの育ちや支援の情報を、学校に円滑につなぐ仕組みづくりを行います。「あしすとファイル」や「就学支援シート」の情報をもとに、保護者、幼稚園・保育所(園)等から学校への相談や移行支援を行い、就学後には、主に通常学級への就学児について学校訪問等を行い、移行支援を行います。	こども相談センター
公開保育	幼稚園・保育所(園)において、積極的に教育・保育を公開し、保育者同士や小中学校の教員が参観することを通して、保育者の資質向上を図るとともに、保幼小中学校種間の連携を深めます。	保育・幼稚園課



(3) 教育・保育の適切な量の確保

現 状

女性の就業率の上昇を背景として、幼児教育・保育の需要は拡大し、第1期計画期間においては、特に0～2歳の保育需要が増加しました。

そのため、本市では、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の導入後、地域型保育事業の拡充を図り、平成29年度に2施設、平成30年度に7施設、令和元年度に5施設の小規模保育事業所が開設し、0～2歳の保育需要に対応してきました。

課 題

- ・少子化の進行を見据え、保育需要に対応した計画的な保育の量の確保が求められています。
- ・幼稚園教諭・保育士の確保が求められています。

施策の方向性

- ・教育・保育施設の利用状況や「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」により把握した利用希望を踏まえた量の見込みに基づき、教育・保育提供区域ごとにバランスのとれた教育・保育事業を提供します。
- ・幼稚園教諭・保育士確保のため、補助制度等の整備を図ります。
- ・認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対応し、円滑な移行を支援します。

関連事業の内容（量の見込みと確保の方策）

① 1号認定（幼稚園等）・私学助成園

令和元年度現在、公立7園、私立11園、計18園において幼児教育を実施しています。

第2期計画期間は、一部区域において量の見込みに対して不足が生じますが、隣接区域との利用調整により見込まれる利用人数への対応が可能です。

■ 市全域

(単位：人)

区分	実績	第2期計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1,879	2,045	1,968	1,889	<u>1,593</u>	<u>1,569</u>	
②確保の内容	幼稚園	600	600	1,020	1,020	<u>1,160</u>	<u>1,160</u>
	私学助成園	2,600	2,600	1,980	1,980	<u>1,740</u>	<u>1,740</u>
	小計	3,200	3,200	3,000	3,000	<u>2,900</u>	<u>2,900</u>
差(②-①)	1,321	1,155	1,032	1,111	<u>1,307</u>	<u>1,331</u>	

■教育・保育提供区域別

(単位：人)

区分		実績	第2期計画					
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
北 部	①量の見込み	881	513	503	494	<u>419</u>	<u>418</u>	
	②確保 の内容	幼稚園	140	140	290	290	<u>430</u>	<u>430</u>
		私学助成園	1,465	1,465	1,155	1,155	<u>915</u>	<u>915</u>
		小計	1,605	1,605	1,445	1,445	<u>1,345</u>	<u>1,345</u>
	差(②-①)	724	1,092	942	951	<u>926</u>	<u>927</u>	
中 部	①量の見込み	525	1,002	975	951	<u>761</u>	<u>720</u>	
	②確保 の内容	幼稚園	0	0	270	270	270	270
		私学助成園	870	870	560	560	560	560
		小計	870	870	830	830	830	830
	差(②-①)	345	-132	-145	-121	<u>69</u>	<u>110</u>	
南 部	①量の見込み	473	530	490	444	<u>413</u>	<u>431</u>	
	②確保 の内容	幼稚園	460	460	460	460	460	460
		私学助成園	265	265	265	265	265	265
		小計	725	725	725	725	725	725
	差(②-①)	252	195	235	281	<u>312</u>	<u>294</u>	



②2号認定(保育所・保育園等) 3歳以上

令和元年度現在、公立4園、私立9園、計13園の認可保育所のほか、認可外保育施設において保育を提供しています。

第2期計画期間は、一部区域において量の見込みに対して不足が生じますが、隣接する区域との利用調整により、見込まれる利用人数への対応が可能です。

■市全域

(単位：人)

区分		実績	第2期計画				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,007	971	934	897	869	856
②確保の内容	保育所・園	972	972	972	972	972	972
	認可外保育施設	121	121	121	121	92	92
	小計	1,093	1,093	1,093	1,093	1,064	1,064
差(②-①)		86	122	159	196	195	195

■教育・保育提供区域別

(単位：人)

区分		実績	第2期計画					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
北部	①量の見込み	206	244	238	235	229	228	
	②確保の内容	保育所・園	213	213	213	213	213	213
		認可外保育施設	59	59	59	59	30	30
		小計	272	272	272	272	243	243
	差(②-①)		66	28	34	37	14	15
中部	①量の見込み	459	475	464	451	415	393	
	②確保の内容	保育所・園	408	408	408	408	408	408
		認可外保育施設	60	60	60	60	60	60
		小計	468	468	468	468	468	468
	差(②-①)		9	-7	4	17	53	75
南部	①量の見込み	342	252	232	211	225	235	
	②確保の内容	保育所・園	351	351	351	351	351	351
		認可外保育施設	2	2	2	2	2	2
		小計	353	353	353	353	353	353
	差(②-①)		11	101	121	142	128	118

③3号認定(保育所・保育園等) 0歳児

令和元年度現在、公立4園、私立9園、計13園の認可保育所のほか、認可外保育施設等において保育を提供しています。第2期計画期間は、市全域、教育・保育提供区域別のいずれも、見込まれる利用人数への対応が可能です。

■市全域

(単位：人)

区分		実績	第2期計画				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		99	94	92	89	106	104
②確保の内容	保育所・園	142	142	142	142	142	142
	地域型保育施設	83	97	97	97	97	97
	認可外保育施設	59	59	59	59	52	52
	小計	284	298	298	298	291	291
差(②-①)		185	204	206	209	185	187

※満1歳未満の子どもの数全体に占める、保育所(園)等において保育を利用する子どもの割合(保育利用率)は、各年度を通じて10.8%として設定。

■教育・保育提供区域別

(単位：人)

区分		実績	第2期計画					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
北部	①量の見込み		25	25	25	24	28	28
	②確保の内容	保育所・園	32	32	32	32	32	32
		地域型保育施設	39	47	47	47	47	47
		認可外保育施設	11	11	11	11	4	4
		小計	82	90	90	90	83	83
差(②-①)		57	65	65	66	55	55	
中部	①量の見込み		49	41	40	38	48	46
	②確保の内容	保育所・園	72	72	72	72	72	72
		地域型保育施設	39	45	45	45	45	45
		認可外保育施設	32	32	32	32	32	32
		小計	143	149	149	149	149	149
差(②-①)		94	108	109	111	101	103	
南部	①量の見込み		25	28	27	27	30	30
	②確保の内容	保育所・園	38	38	38	38	38	38
		地域型保育施設	5	5	5	5	5	5
		認可外保育施設	16	16	16	16	16	16
		小計	59	59	59	59	59	59
差(②-①)		34	31	32	32	29	29	

④3号認定(保育所・保育園等) 1・2歳児

令和元年度現在、公立4園、私立9園、計13園の認可保育所のほか、認可外保育施設等において保育を提供しています。第2期計画期間は、市全域、教育・保育提供区域別のいずれも、見込まれる利用人数への対応が可能です。

■市全域

(単位：人)

区分		実績	第2期計画				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		756	776	768	749	731	716
②確保の内容	保育所・園	526	526	526	526	526	526
	地域型保育施設	193	231	231	231	231	231
	認可外保育施設	136	136	136	136	106	106
	小計	855	893	893	893	863	863
差(②-①)		99	117	125	144	132	147

※満1歳以上満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育所(園)等において保育を利用する子どもの割合(保育利用率)は、各年度を通じて42.5%として設定。

■教育・保育提供区域別

(単位：人)

区分		実績	第2期計画					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
北部	①量の見込み		223	201	203	201	195	192
	②確保の内容	保育所・園	115	115	115	115	115	115
		地域型保育施設	92	118	118	118	118	118
		認可外保育施設	38	38	38	38	8	8
		小計	245	271	271	271	241	241
差(②-①)		22	70	68	70	46	49	
中部	①量の見込み		349	389	385	373	366	358
	②確保の内容	保育所・園	240	240	240	240	240	240
		地域型保育施設	87	99	99	99	99	99
		認可外保育施設	65	65	65	65	65	65
		小計	392	404	404	404	404	404
差(②-①)		43	15	19	31	38	46	
南部	①量の見込み		184	186	180	175	170	166
	②確保の内容	保育所・園	171	171	171	171	171	171
		地域型保育施設	14	14	14	14	14	14
		認可外保育施設	33	33	33	33	33	33
		小計	218	218	218	218	218	218
差(②-①)		34	32	38	43	48	52	

3 子育てを社会全体で支える環境づくり

(1) 子どもの安心と安全の確保

現 状

交通事故や犯罪から、大切な子どもを守るためには、地域と行政が協力し安全対策に取り組むことが必要です。

本市では、関係機関と連携し、通学路等の点検・改善を行うとともに、年齢に応じた交通安全教室を開催するなど、子どもの交通安全対策を進めています。また、教育・保育施設等の職員を対象とした防犯研修の実施や子ども見守り隊による地域ぐるみの見守り活動等を通して、安全な環境づくりに取り組んでいます。

令和元年、子どもが巻き込まれる事件や事故が発生したことを受け、「焼津市子どもを守る緊急対策アクション ～オール焼津で子どもを守る～」を取りまとめ、交通安全と防犯の対策強化に取り組みました。

課 題

- ・交通事故や犯罪から子どもを守るため、関係機関と連携した交通安全や防犯へのさらなる取り組みが求められています。

施策の方向性

- ・通学路や施設の安全確保、見守り体制の充実など、関係機関と連携した交通安全と防犯の対策に取り組めます。

関連事業の内容

【交通安全対策】

事業名	事業内容	関係課等
交通安全教室	交通安全協会交通安全指導員を中心に、年齢に応じた交通安全教室を開催します。	くらし安全課 学校教育課
交通安全街頭指導	交通安全指導員や交通安全協会交通安全指導員を中心に、登下校時の街頭立哨・街頭指導を実施します。	くらし安全課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	子ども見守り隊(スクールガード)による見守り活動の実施や子ども見守り隊(スクールガード)養成講習会(研修会)を開催します。	学校教育課

事業名	事業内容	関係課等
通学路合同点検	学校、警察、道路管理者等と連携し、通学路等の点検・改善を図ります。	道路課 学校教育課 保育・幼稚園課 くらし安全課

【防犯対策】

事業名	事業内容	関係課等
防犯教室	各学校において、警察や民間企業に協力を依頼し実施します。	学校教育課
防犯活動の推進	防犯協会と連携し、地域安全推進員による青色防犯パトロールや登下校時の見守りを行っています。	くらし安全課
職員向け防犯講座	幼稚園、保育園、放課後児童クラブなどの職員向けに防犯講座を実施します。	子育て支援課 保育・幼稚園課
施設点検と安全対策	所管する施設の点検と安全対策に取り組めます。	子育て支援課 保育・幼稚園課



(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

現 状

地域子ども・子育て支援事業として、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）や一時預かり事業、病児・病後児保育事業をはじめとする子育て支援や母子保健等に関する事業を実施しています。

本市では、平成28年度より新たに利用者支援事業に取り組み、令和元年度時点で市内3か所に「子育てコンシェルジュ」を配置し、子育て支援サービスに関する情報提供や幼稚園・保育所(園)の入園相談等を行っています。平成30年度には、保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、相談体制を強化しました。

また、乳児家庭全戸訪問事業として生後1～2か月の赤ちゃんがいる全てのお宅に保健師等が訪問し、体重測定や予防接種・健診の説明等を行っているほか、ママ応援団（養育支援訪問事業）として、妊娠について不安を持つ方やお子さんの養育に支援が必要な家庭に保健師、看護師等の支援員が訪問する事業を実施しています。

課 題

- ・需要に応じた地域子ども・子育て支援事業の充実が求められています。

施策の方向性

- ・「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」により把握した利用希望や過去の利用状況を踏まえた量の見込みに基づき、地域子ども・子育て支援事業を展開します。

関連事業の内容（量の見込みと確保方策）

① 延長（時間外）保育事業

保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)において保育を実施する事業です。

第2期計画期間は、市全域、教育・保育提供区域別のいずれも、既存の保育所(園)において見込まれる利用人数への対応が可能です。

■ 市全域

(単位：人)

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	284	288	282	272	380	373
②確保の内容	284	288	282	272	380	373

■教育・保育提供区域別

(単位：人)

区分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	①量の見込み	47	74	73	72	<u>103</u>	<u>101</u>
	②確保の内容	47	74	73	72	<u>103</u>	<u>101</u>
中部	①量の見込み	120	139	136	128	<u>171</u>	<u>164</u>
	②確保の内容	120	139	136	128	<u>171</u>	<u>164</u>
南部	①量の見込み	117	75	73	72	<u>106</u>	<u>108</u>
	②確保の内容	117	75	73	72	<u>106</u>	<u>108</u>

② 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等や里親において必要な保護を行う事業です。

第2期計画期間は、引き続き、2施設での実施（里親への委託を含む）により、見込まれる利用人数への対応が可能です。

■市全域

(単位：人日)

区分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		81	104	101	98	95	93
②確保の内容		81	104	101	98	95	93
(下段：施設数)		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)

③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）（再掲）

乳幼児及びその保護者が相互に交流を図るため、子育て支援センターを開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

第2期計画期間は、既存の8施設により、見込まれる利用人数への対応が可能です。

少子化の進行により、利用者の減少が見込まれるため、AIチャットボット等を活用し、事業の周知を図り、子育て親子の交流を促進します。

■市全域

(単位：人日)

区分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		71,484	78,500	77,334	75,469	73,866	72,437
②確保の内容		71,484	78,500	77,334	75,469	73,866	72,437
(下段：施設数)		(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)

④-1 預かり保育事業【幼稚園】

幼稚園在園児を対象として、家庭において保育を受けることが困難な幼児について、幼稚園の教育標準時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において保育を行う事業です。

第2期計画期間も、既存の幼稚園において継続して実施していきます。

■市全域

(単位：人日)

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	47,451	50,953	52,351	53,484	<u>64,018</u>	<u>62,738</u>
②確保の内容 (下段：施設数)	47,451 (10)	50,953 (11)	52,351 (11)	53,484 (11)	<u>64,018</u> (11)	<u>62,738</u> (11)

■教育・保育提供区域別

(単位：人日)

区分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	①量の見込み	26,148	28,080	28,851	29,475	<u>35,280</u>	<u>34,575</u>
	②確保の内容 (下段：施設数)	26,148 (6)	28,080 (6)	28,851 (6)	29,475 (6)	<u>35,280</u> (6)	<u>34,575</u> (6)
中部	①量の見込み	19,286	20,707	21,275	21,736	<u>26,017</u>	<u>25,497</u>
	②確保の内容 (下段：施設数)	19,286 (3)	20,707 (3)	21,275 (3)	21,736 (3)	<u>26,017</u> (3)	<u>25,497</u> (3)
南部	①量の見込み	2,017	2,166	2,225	2,273	<u>2,721</u>	<u>2,666</u>
	②確保の内容 (下段：施設数)	2,017 (1)	2,166 (2)	2,225 (2)	2,273 (2)	<u>2,721</u> (2)	<u>2,666</u> (2)



④-2 一時預かり事業【幼稚園以外】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所(園)等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

第2期計画期間も、既存の保育所(園)等において継続して実施していきます。

■市全域

(単位：人日)

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,949	6,120	5,954	5,762	5,610	5,514
②確保の内容 (下段：施設数)	5,949 (10)	6,120 (10)	5,954 (10)	5,762 (10)	5,610 (10)	5,514 (10)

■教育・保育提供区域別

(単位：人日)

区分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	①量の見込み	1,448	1,536	1,520	1,507	1,475	1,468
	②確保の内容 (下段：施設数)	1,448 (3)	1,536 (3)	1,520 (3)	1,507 (3)	1,475 (3)	1,468 (3)
中部	①量の見込み	2,490	2,998	2,953	2,901	2,681	2,531
	②確保の内容 (下段：施設数)	2,490 (5)	2,998 (5)	2,953 (5)	2,901 (5)	2,681 (5)	2,531 (5)
南部	①量の見込み	2,011	1,586	1,481	1,354	1,454	1,515
	②確保の内容 (下段：施設数)	2,011 (2)	1,586 (2)	1,481 (2)	1,354 (2)	1,454 (2)	1,515 (2)



④ 病児・病後児保育事業

病気又は病気回復期の児童について、保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。病児・病後児保育を1保育園で、病後児保育を2保育所（園）で実施しています。

第2期計画期間は、既存の実施体制により、見込まれる利用人数への対応が可能です。

■市全域

(単位：人日)

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	46	60	60	60	60	60
② 確保の内容 (下段：施設数)	1,320 (3)	1,320 (3)	1,320 (3)	1,320 (3)	1,320 (3)	1,320 (3)
差(②-①)	1,274	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260

⑥ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（再掲）

地域において子育ての援助を受けたい人（乳幼児や小学生の児童の保護者）とその援助を行いたい人が会員となり、児童の預かり等の援助を受けることを希望する会員と当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動について、連絡、調整等の運営を行う事業です。

令和元年12月末時点における登録状況は、依頼会員678人、提供会員144人、両会員37人となっています。

第2期計画期間は、現在の登録提供会員により、見込まれる利用人数への対応が可能と思われませんが、引き続き、事業の周知と講習会の開催等により、提供会員の確保に努め、円滑な運営を目指します。

■市全域

(単位：人日)

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み※	946	1,066	1,040	1,001	<u>1,280</u>	<u>1,228</u>
②確保の内容	946	1,066	1,040	1,001	<u>1,280</u>	<u>1,228</u>

※小学生の児童分のみ

⑦利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置等）（再掲）

教育・保育・保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談・支援を実施する事業です。

本市では、子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する情報提供と必要に応じた相談・助言を行う「基本型」を実施するとともに、保健センターにおいて、保健師等が専門的な見地から、母子保健や育児に関する相談・支援等を行う「母子保健型」を実施しています。

令和元年度より基本型を3か所とし、母子保健型1か所の計4か所で本事業を実施しています。第2期計画期間は、既存の実施体制により、引き続き、子どもとその保護者等を支援します。

■市全域

【基本型】(子育て支援センター内)

(単位：か所)

区分	実績	第2期計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3	3
③ 確保の内容	3	3	3	3	3	3

【母子保健型】(保健センター内)

(単位：か所)

区分	実績	第2期計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1

⑧妊婦健康診査事業（再掲）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関等において健康診査を実施する事業です。健康状態の把握、定期検査、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。

第2期計画期間は、既存の実施体制において見込まれる利用人数への対応が可能です。

母親が安心して子どもを産むことができるよう、引き続き、健診率100%を目指します。

■市全域

(単位：人回)

区分	実績	第2期計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,254	10,988	10,747	10,468	10,291	10,126
②確保の内容	11,254	10,988	10,747	10,468	10,291	10,126

⑨乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

平成30年度における訪問率は100%であり、第2期計画期間においても、既存の実施体制のもと、引き続き訪問率100%を目指します。

■市全域

（単位：件）

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	901	867	848	826	812	799
②確保の内容	901	867	848	826	812	799

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

平成30年度から担当職員を増員し、支援体制を整えており、第2期計画期間においても、引き続き、産後うつや育児不安を抱える母親の支援を図ります。

■市全域

（単位：人）

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	67	70	69	67	66	65
②確保の内容	67	70	69	67	66	65

⑪幼稚園における実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）

令和元年10月より、3歳から就学までの子どもについて、年収360万円未満相当の世帯と第3子目以降の副食費（おかず・おやつ等）の費用を補助します。

⑫教育・保育施設等への多様な事業者の参入を促進するための事業

少子化の進行を見据え、保育需要に対応した多様な事業者の参入促進を図ります。

(3) 放課後児童対策の充実

現 状

核家族化の進行や働く女性の増加により、働く保護者が安心して子どもを預けることができる放課後児童クラブへのニーズが高まっています。また、集団や年齢の異なる子ども同士で遊ぶ機会が減少していることから、子どもの健全育成の場としても、放課後児童クラブの役割が期待されています。

本市では、令和元年度現在、計 25 施設の放課後児童クラブが整備され、各小学校区において、放課後の子どもの居場所として活用されており、在籍児童数は平成 30 年度に 1,000 人を超えました。一方、特別な配慮を必要とする児童の受け入れも増加しています。

このほか、すべての児童の交流の場として放課後子ども教室を、公民館や静岡福祉大学駅前サテライトキャンパスなどを利用し、市内 9 か所に開設しています。教室では、地域の方や大学生の協力のもと、文化活動やスポーツ、地域住民との交流活動などを行うことで、子どもたちが地域社会の中で健やかに育まれる環境を提供しています。

課 題

- ・各小学校区において、クラブ利用希望者数の見込みを満たす定員数の確保が必要です。
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応が求められています。

施策の方向性

- ・利用者の増加に対応するため、放課後児童クラブを整備します。
- ・特別な配慮を必要とする児童の適切な利用支援のため、対応する支援員等の配置について、委託料の加算等により放課後児童クラブへの支援を図ります。

関連事業の内容（量の見込みと確保方策）

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本事業は、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

第2期計画期間は、利用者数の見込みに対応するため、需要の拡大が見込まれる小学校区において、クラブの新設又は既存クラブの定員増等により定員数の確保を図ります。

また、クラブの創設にあたっては、教育委員会と連携し、利用可能な余裕教室等の把握と積極的な活用を目指します。

■市全域

(単位：人)

区分	実績	第2期計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,098	1,133	1,161	1,195	1,203	1,284
②確保の内容	1,113	1,163	1,278	1,298	1,270	1,323
(下段：クラブ数)	(25)	(27)	(29)	(29)	(27)	(29)
差(②-①)	15	30	117	103	67	39

■小学校区別

(単位：人)

区分		実績	第2期計画				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
東益津	①量の見込み	48	48	48	49	29	26
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	60 (2)	60 (2)	60 (2)	60 (2)	40 (1)	40 (1)
	差(②-①)	12	12	12	11	11	14
焼津東	①量の見込み	34	33	33	34	40	40
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	40 (1)	40 (1)	40 (1)	40 (1)	40 (1)	40 (1)
	差(②-①)	6	7	7	6	0	0
焼津西	①量の見込み	179	190	197	205	171	175
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	180 (3)	180 (3)	220 (4)	220 (4)	172 (2)	180 (3)
	差(②-①)	1	-10	23	15	1	5
焼津南	①量の見込み	39	40	40	40	48	54
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	40 (1)	40 (1)	40 (1)	40 (1)	80 (2)	80 (2)
	差(②-①)	1	0	0	0	32	26
豊田	①量の見込み	173	182	188	195	242	265
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	160 (3)	185 (4)	190 (4)	205 (4)	220 (4)	265 (5)
	差(②-①)	-13	3	2	10	-22	0
黒石	①量の見込み	114	116	118	124	139	151
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	110 (2)	130 (3)	130 (3)	130 (3)	160 (3)	160 (3)
	差(②-①)	-4	14	12	6	21	9
小川	①量の見込み	97	99	100	100	115	128
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	130 (4)	130 (4)
	差(②-①)	3	1	0	0	15	2
港	①量の見込み	95	99	100	104	100	110
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	80 (2)	80 (2)	120 (3)	120 (3)	90 (2)	90 (2)
	差(②-①)	-15	-19	20	16	-10	-20
和田	①量の見込み	50	44	45	45	53	54
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	40 (1)	45 (1)	45 (1)	45 (1)	45 (1)	45 (1)
	差(②-①)	-10	1	0	0	-8	-9

区分		実績	第2期計画				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
大富	①量の見込み	103	115	124	127	<u>107</u>	<u>116</u>
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	110 (3)	110 (3)	130 (3)	130 (3)	<u>120</u> (3)	<u>120</u> (3)
	差(②-①)	7	-5	6	3	<u>13</u>	<u>4</u>
大井川東	①量の見込み	65	66	67	68	<u>48</u>	<u>46</u>
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	60 (1)	60 (1)	70 (1)	70 (1)	<u>50</u> (1)	<u>50</u> (1)
	差(②-①)	-5	-6	3	2	<u>2</u>	<u>4</u>
大井川西	①量の見込み	63	63	63	65	66	68
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	63 (2)	63 (2)	63 (2)	68 (2)	68 (2)	68 (2)
	差(②-①)	0	0	0	3	2	0
大井川南	①量の見込み	38	38	38	39	<u>45</u>	<u>51</u>
	②確保の内容 (下段：クラブ数)	70 (1)	70 (1)	70 (1)	70 (1)	<u>55</u> (1)	<u>55</u> (1)
	差(②-①)	32	32	32	31	<u>10</u>	<u>4</u>

② 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した多様な活動を推進するため、運営委員会を開催し、教育委員会との情報共有と連携強化を図ります。

- 令和5年度までに一体型プログラム（体験交流会）を3か所整備し、放課後子ども教室を市内全小学校区（13校区）において実施することを目指します。



【参考：放課後児童クラブの学年別量の見込み】

学区	学年	量の見込み					学区	学年	量の見込み				
		R2	R3	R4	R5	R6			R2	R3	R4	R5	R6
東益津	1年生	18	18	19	10	11	焼津東	1年生	13	13	14	12	10
	2年生	17	16	16	9	7		2年生	10	10	10	10	10
	3年生	10	11	11	5	5		3年生	9	9	9	10	9
	4年生	3	3	3	4	2		4年生	0	0	0	4	7
	5年生	0	0	0	1	1		5年生	1	1	1	2	3
	6年生	0	0	0	0	0		6年生	0	0	0	2	1
	合計	48	48	49	29	26		合計	33	33	34	40	40
焼津西	1年生	36	37	41	49	45	焼津南	1年生	9	9	8	14	16
	2年生	46	45	46	40	42		2年生	10	10	10	11	12
	3年生	45	47	46	30	33		3年生	8	8	8	11	12
	4年生	34	37	40	27	24		4年生	9	9	10	8	8
	5年生	24	25	26	14	20		5年生	3	3	3	3	4
	6年生	5	6	6	11	11		6年生	1	1	1	1	2
	合計	190	197	205	171	175		合計	40	40	40	48	54
豊田	1年生	52	53	56	77	74	黒石	1年生	41	42	47	44	36
	2年生	50	48	49	65	68		2年生	38	37	38	41	48
	3年生	33	35	34	47	51		3年生	25	26	25	32	34
	4年生	21	23	25	26	37		4年生	11	12	13	15	20
	5年生	13	14	15	17	22		5年生	1	1	1	5	8
	6年生	13	15	16	10	13		6年生	0	0	0	2	5
	合計	182	188	195	242	265		合計	116	118	124	139	151
小川	1年生	31	32	31	39	38	港	1年生	31	31	35	28	27
	2年生	33	32	33	33	39		2年生	25	24	24	31	30
	3年生	22	22	21	27	31		3年生	31	32	31	18	25
	4年生	10	11	12	8	9		4年生	10	11	12	10	11
	5年生	3	3	3	6	7		5年生	0	0	0	8	10
	6年生	0	0	0	2	4		6年生	2	2	2	5	7
	合計	99	100	100	115	128		合計	99	100	104	100	110
和田	1年生	13	13	12	12	10	大富	1年生	40	42	44	24	32
	2年生	10	10	10	14	11		2年生	32	32	33	29	26
	3年生	5	5	5	10	14		3年生	27	29	28	28	30
	4年生	9	10	11	9	8		4年生	10	12	13	15	18
	5年生	7	7	7	5	6		5年生	5	7	7	7	6
	6年生	0	0	0	3	5		6年生	1	2	2	4	4
	合計	44	45	45	53	54		合計	115	124	127	107	116
大井川東	1年生	18	18	19	14	13	大井川西	1年生	15	14	15	17	21
	2年生	20	19	19	15	13		2年生	15	15	15	21	17
	3年生	17	18	17	9	10		3年生	14	15	15	17	20
	4年生	10	11	12	7	7		4年生	12	12	13	7	7
	5年生	1	1	1	3	3		5年生	4	4	4	4	3
	6年生	0	0	0	0	0		6年生	3	3	3	0	0
	合計	66	67	68	48	46		合計	63	63	65	66	68
大井川南	1年生	15	15	16	12	14	市全体	1年生	332	337	357	352	347
	2年生	16	16	16	12	11		2年生	322	314	319	331	334
	3年生	5	5	5	10	11		3年生	251	262	255	254	285
	4年生	2	2	2	6	7		4年生	141	153	166	146	165
	5年生	0	0	0	3	4		5年生	62	66	68	78	97
	6年生	0	0	0	2	4		6年生	25	29	30	42	56
	合計	38	38	39	45	51		合計	1,133	1,161	1,195	1,203	1,284

(4) 地域子育て支援体制の充実

現 状

少子化、核家族化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況は徐々に変化しています。人々の意識やライフスタイルも変化する中、地域とのつながりが希薄化し、身近な人から子育てを学んだり、助け合ったりする機会が減少しています。

本市では、ファミリー・サポート・センターにおける提供会員(子育ての援助を行いたい人)の確保や、「放課後児童クラブ地域の人々に学ぶ事業」を通じたボランティアの確保等、地域子育て支援体制の充実や担い手となる人材の育成に取り組んでいます。

今後は、実施している様々な地域支援サービスやネットワークについての情報を効果的に発信し、支援の利用につなげる必要があります。

課 題

- ・地域における子育て支援サービスやネットワークの充実とさらなる情報発信が求められています。

施策の方向性

- ・地域における子育て支援サービスの充実とネットワークの形成を促進します。
- ・広報誌、SNS を活用し、地域子育て支援サービス等に関する情報提供の充実を図ります。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【地域における子育て支援サービスとネットワーク形成】

事業名	事業内容	関係課等
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）(再掲)	育児の援助を受けたい人と行いたい人が登録し、相互援助の形で、保護者が保育所の送迎ができないとき等に保護者の代わりに送迎する等の子育てを支援します。 また、利用促進のため、利用料の助成を行います。	子育て支援課
☆ 子育て応援隊派遣事業	妊娠中や3歳までの子どもがいる家庭で、家族等の手助けが無い場合に、「子育て応援隊」が家庭を訪問し、育児と家事のお手伝いをします。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲)	乳幼児及びその保護者が相互に交流を図る場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。	子育て支援課

事業名	事業内容	関係課等
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。 また、児童、保護者とのコミュニケーションに努めるとともに、通知や掲示を活用した地域住民への情報提供を促進します。	子育て支援課
放課後児童クラブ支援員の研修等の支援	放課後児童クラブ支援員の資質の向上を図るため、市内学童保育指導員会が実施している研修会等の支援をします。	子育て支援課
家庭的保育事業	家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等において乳幼児の保育を行います。	保育・幼稚園課
保育所園庭開放	家庭で子育てしている保護者と子どものために保育所の園庭を開放します。	保育・幼稚園課
幼稚園園庭開放	未就園児親子に幼稚園を体験してもらい、就園前に保護者同士・子ども同士のふれあいの場を提供します。	保育・幼稚園課
子育てグループの活動支援(再掲)	就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについて学び、お互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援します。	社会教育課
親子ふれあいホールの活用	公民館に設置された、親子が自由に利用・交流することのできる親子ふれあいホールの活用を推進します。	社会教育課
しずおか子育て優待カード事業(県との協働事業)	子育て家庭を地域全体で応援することを目的に、協賛店舗(施設)でカードを提示すると様々な応援サービスを受けることができます。	子育て支援課

【世代間交流】

事業名	事業内容	関係課等
世代間交流事業	高齢者福祉施設等を訪問したり、地域のお年寄りを幼稚園・保育所(園)に招待し、季節的行事や伝承遊びを通して、世代間の交流を図ります。	保育・幼稚園課
異年齢児交流等事業	卒園した子どもや地域の子どもとともに、地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、子どもの社会性を養います。	保育・幼稚園課

事業名	事業内容	関係課等
地域との交流事業	公民館の行事や地域の祭りに参加し、地域住民との交流を深めます。	保育・幼稚園課
保育体験	幼稚園・保育所(園)において、中学生や高校生が園児とふれあうための保育体験の機会を提供します。	保育・幼稚園課
総合型地域スポーツクラブ事業(再掲)	地域住民が会費制で運営する地域に密着したクラブであり、複数の種目を用意し、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみ、地域の交流の場や健康づくり、青少年健全育成の場となることを目指します。	スポーツ課

【情報提供】

事業名	事業内容	関係課等
☆やいちゃん子育てAIチャットボットの活用(再掲)	子育てに係る行事等の情報を、やいちゃん子育てAIチャットボットで配信します。	子育て支援課 ICT推進課
子育て応援サイト「とまとぴあ」や市ホームページによる情報提供(再掲)	子育て応援サイト「とまとぴあ」や市の公式HPに、子育てに関する情報を掲載します。	子育て支援課
☆やいづ子育て「すくすくガイド」の発行(再掲)	親子で楽しめる公園や各種手当・助成事業など、目的別に様々な子育て情報を掲載した総合案内冊子を作成、配付します。	子育て支援課



(5) 学校等での子どもの健やかな成長支援

現 状

生活が豊かで便利になり、効率性の重視、利己的な意識の増長など、社会の価値観が大きく変化する中、子どもたちが主体的に考え、行動できる力を養う教育が求められており、人間形成の場として学校が果たす役割も大きくなっています。

本市では、教育センターを設置し、教師力の強化、授業・学習支援、外国語指導助手の配置など、「焼津の教育力向上」を目指した様々な事業を展開しています。

また、いじめ、問題行動、不登校等、様々な悩みや問題を抱える子どもたちを支援するため、スクールカウンセラーや特別支援教育支援員の配置、適応指導教室への受け入れ等を行っています。

その他、ゲストティーチャー等外部人材の活用や地域の人に学ぶ会等、各学校が地域と連携して特色ある教育を目指しています。

課 題

- ・家庭や地域と学校が連携した、子どもの自立を促す教育活動の推進が求められています。

施策の方向性

- ・教育センターにおける、教職員の力量向上のための取り組みをさらに充実させます。
- ・支援を必要とする子どもをサポートするため、相談・支援体制を強化します。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【学習・集団生活支援】

事業名	事業内容	関係課等
☆ステップアップ教室	小学校3年生の希望者を対象に、放課後の空き教室を利用して、算数の学習支援を行います。	学校教育課
☆サマーステップアップ教室	小学校6年生と中学校1年生を対象に、公民館等を会場として夏休みの宿題や自主学習の学習支援を行います。	学校教育課
☆小学校低学年学校生活安定事業(再掲)	小学校1年生の子どもが円滑に集団生活へ適応できるよう、小1サポーターを全クラスに配置し、支援します。	学校教育課
特別支援教育支援員等の配置	小・中学校に市が支援員を配置し、学習活動が円滑にできるように支援を行います。	学校教育課

事業名	事業内容	関係課等
静岡式 35 人学級編制 (県事業)	小学校 3 年生から中学校 3 年生までを対象に、 35 人学級編制を実施します。	学校教育課
中学校 A L T (英語指 導助手) の派遣	3 人の中学校 A L T が市内中学校 9 校を巡回 し、英語活動の補助指導を行います。	学校教育課
小学校 A L T (英語指 導助手) の派遣	10 人の小学校 A L T が市内小学校 13 校を巡 回し英語活動の補助指導を行います。	学校教育課

【相談・支援体制】

事業名	事業内容	関係課等
心の教室相談員の配置 (再掲)	児童・生徒の精神的安定を図るため、心の教室相 談員を市内全小・中学校に配置します。 相談員の情報交換等のため、研修会を年 3 回実 施します。	学校教育課
スクールカウンセラー活用 事業(県事業)(再掲)	市内全小・中学校に配置されたスクールカウンセラ ーが、相談活動にあたります。	学校教育課
カウンセラーの派遣 (再掲)	不登校児童・生徒、保護者のカウンセリングや、犯 罪・いじめ等にあつた児童・生徒の精神的ケアを行う ため、市のカウンセラーを各小中学校に派遣します。 必要に応じて、家庭訪問も実施します。	学校教育課
チャレンジスクール (適応 指導教室) (再掲)	不登校児童・生徒のための教室を開き、自立を促 すための助言・指導を行うとともに、学校へ復帰でき ることを目指します。	学校教育課
教育相談(再掲)	各学校で、教育相談の期日や期間を決め、子ども の心の発達や学習面での相談等、保護者の要望 に応じて実施します。	学校教育課
要保護児童対策地域協 議会 学齢児部会 (再掲)	被虐待児童・生徒、発達障害、問題行動、不登 校児童・生徒への具体的支援策を協議します。関 係機関 (児童相談所、市立病院、焼津警察署、 青少年教育相談センター、適応指導教室指導 員、巡回相談員等) からなる小委員会を年 1 0 回開催します。教職員を対象とした講演会、研修 会を年 1 回実施します。	学校教育課

事業名	事業内容	関係課等
生徒指導対策委員会／いじめ対策委員会（各学校）	校長、学年主任、生徒指導主事（主任）、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる生徒指導全般にわたる委員会であり、不登校やいじめ、その他の問題行動の未然防止や対応、児童・生徒の健全な育成に向けての協議を行います。	学校教育課

【教員の研修体制】

事業名	事業内容	関係課等
☆教師力強化事業	経験年数の少ない若手講師や、教職経験2、3年目の教員の授業力向上を図ります。	学校教育課
研究指定校	学習指導法の改善についての研究や発表等を通して、本市の教育力の向上を目指します。	学校教育課
研修主任研修会	研修主任の役割について学ぶことで、校内研修推進や授業改善への意識を高め、研修主任としての資質向上を図ります。	学校教育課
市教委学校訪問（保育・幼稚園課訪問）(再掲)	幼稚園、学校教育体制の確立と振興、充実を図るための指導及び助言を行います。	学校教育課 保育・幼稚園課
初任者研修会（県事業）(再掲)	初任者教員の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課
10年研修会（県事業）(再掲)	教職10年経験者の質の向上を図ります。	学校教育課 保育・幼稚園課

【地域と学校のつながり】

事業名	事業内容	関係課等
地域の人々に学ぶ会（学校によって名称は異なる）	地域の教育力を学校に導入し、児童・生徒の多面的理解を図っていきます。	学校教育課
ゲストティーチャー等外部人材の活用	地域の様々な技能を持った方々を学校に招き、児童・生徒の学ぶ機会を広げます。	学校教育課
学校公開（各学校）	各学校において、授業や行事を保護者や地域の方に公開します。学校の教育活動を理解いただくとともに、地域の方からの意見を参考にして、今後の教育活動に生かします。	学校教育課

事業名	事業内容	関係課等
学校体育館開放	スポーツ少年団等の子どもに対しては午後7時まで、成人向けには、社会体育活動として午後7時から9時まで開放します。	スポーツ課

【健康教育】

事業名	事業内容	関係課等
学校保健委員会 (各学校)	各学校において、薬学講座、薬物禁止教育、食生活改善講座等を児童・生徒の実態に合わせて実施します。テーマ等は各校で決定します。	学校教育課
学校健康教育授業 (各学校)	体育の授業や学級活動等で、健康について指導します。	学校教育課
薬学講座 (各学校)	市内全小・中学校（小学校5・6年生、中学校全学年）において、各校の担当薬剤師や焼津警察署等専門的な立場の方を招いて講座を開催します。	学校教育課
性教育 (各学校)	保健体育の授業、学級活動等で学年の実態に合った指導を行います。	学校教育課
禁煙教育 (各学校)	保健指導の一環として、たばこの害について学習します。	学校教育課

(6) 地域や家庭での教育力の向上

現 状

家庭は全ての教育の出発点であり、子どもの人間形成の基礎を培う上で、最も重要な役割を担っています。保護者は、子育ての第一の責任者として、家庭において基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立と思いやりの心を育成する必要があります。

また、地域においては、家庭における教育力の向上のため、保護者や子どもに様々な経験や学習の機会を与えるなど、子どもがたくましく、健やかに成長するための支援が求められています。

本市では、保護者が親として学び、前向きに成長していけるような家庭教育学級を開催しているほか、家庭教育に関するリーフレットを作成し配布しています。

また、子育てグループにおける学習や相談等に対して、指導・助言等を行う「家庭教育ネットワーク」を派遣して、子育てに関する様々なサポートを展開しています。

課 題

- ・地域や家庭における教育力の向上と子育て家庭を地域でサポートする仕組みが求められています。

施策の方向性

- ・子育てについて学ぶ講座や体験学習などの教育プログラムの充実を図ります。
- ・各種教室を通じた情報提供の充実や仲間づくりの支援に取り組みます。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【家庭や地域の教育力】

事業名	事業内容	関係課等
P T A 教育講演会 (各学校)	子育てや教育等に関して、保護者への啓発を図るために各学校で実施します。	学校教育課
☆焼津市親の会	不登校児童・生徒の保護者のための研修交流会を実施します。	学校教育課
就学時検診時 子育て講演会	小学校に入学する子どもの保護者を対象に、子育てに関する講演会を実施します。	社会教育課
家庭教育学級	小学生以下の子どもの保護者を対象に、子育てについてお互いに学習する勉強会を開催します。また、学級の統廃合や新規開設も促しながら、参加しやすい学級を開設します。	社会教育課

事業名	事業内容	関係課等
父親のための家庭教育 出前講座	父親を対象に、家庭教育についての講座を開催します。父子での料理教室等を行い、父親の子育て参加・家事参加への啓発を行います。	社会教育課
☆家庭教育ネットワーク の派遣(再掲)	子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図ります。 また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭教育力充実支援を行います。	社会教育課

【子どもを取り巻く有害環境対策】

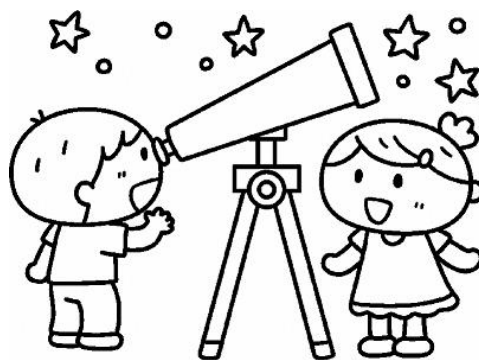
事業名	事業内容	関係課等
生徒指導・補導活動	児童・生徒の自己実現を図っていくために日常の中で、支援、援助活動を行います。	学校教育課
青少年教育相談センター 補導活動	市内10地区140人の補導員が、補導活動を実施します。	社会教育課
青少年教育相談センター 環境浄化	遊技場巡視、有害図書・ビデオ等健全育成化指導を実施します。	社会教育課

【子どもの健全育成】

事業名	事業内容	関係課等
☆ターントクルこども館 事業	こども図書館とおもちゃ美術館をメインとしたターントクルこども館を運営します。(令和3年開館予定)集い、遊び、学べる複合施設として、子どもを中心として保護者や幅広い世代の人々、子育て支援団体などが交流する、子育ての支援拠点を目指します。	子育て支援課
児童センター事業	ターントクルこども館とまどぴあにおいて、子どもの健全な遊び場を提供するとともに、各種体験講座を通じて、子どもの健全育成、健康増進を図ります。	子育て支援課
チビッコ広場維持管理事業	チビッコ広場の管理を地元自治会に委託し、地域児童の遊び場等に利用し、児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課

事業名	事業内容	関係課等
スポーツ少年団	スポーツによる青少年健全育成を目的とし、市内 59 団体が組織的に活動を行います。	スポーツ課
環境基本計画推進事業	親子水生生物教室を実施します。	環境生活課
焼津市教育研究会生徒指導主事・主任研修会	問題行動、不登校、いじめ等への対応や問題行動等を予防するための具体的な手だてを協議します。	学校教育課
☆放課後子ども教室	地域の様々な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施します。	社会教育課
青少年教育相談センター 広報啓発活動	相談センターだよりの発行、街頭キャンペーン、広報誌等による広報啓発活動を実施します。	社会教育課
青少年ボランティア人材バンク	青少年のボランティア活動の推進と定着を図るため、市内に在住・通学している中学生・高校生を対象としたボランティア人材バンクを運営します。	社会教育課
☆海の子・山の子交流教室	それぞれの郷土の愛着心や相互理解を深めることを目的として、川根本町と焼津市の小学生を対象とした交流体験事業を実施します。	社会教育課
子ども体験活動教室	心豊かな子どもを育てることを目的とし、公民館で、多彩な体験活動を実施します。	社会教育課
☆やいづ少年の船	乗船体験を通して友情と協調性を養うとともに、水産都市焼津への興味と理解を深めることを目的とし、市内中学生を対象に、2泊3日の海上体験研修を実施します。	社会教育課
地域における通学合宿	地域の宿泊可能な施設を拠点に、年齢の異なる子どもたちが共同生活しながら登下校します。(実施主体は地域の実行委員会)	社会教育課
子ども会活動への支援	青少年の健全な育成を図るため、子ども会及び児童文化の発展のための事業を実施している焼津市子ども会連合会に対して、補助金の交付等の活動支援を行います。	学校教育課 社会教育課
伝統文化子ども教室	郷土の歴史文化を知り、直接体感することによって、豊かな郷土愛を育みます。	文化財課

事業名	事業内容	関係課等
こどもまつり、こどものつどい	親子や家族で豊かな情操を育てる人形劇などの催し物を楽しむとともに、読書への興味を育むために実施します。	図書課
子ども読書推進	幼少年期に本と出会い、本の楽しさを知ってもらうため、様々な方法により機会を創出します。具体的には、幼児、低学年児童を対象とした絵本や紙芝居の読み聞かせ、小学生以上の児童を対象とした文学作品や昔話の朗読、及び、空想力や想像力を養うため映画の上映を行います。	図書課
科学絵本講座	小学生向けに、遊びを通して科学に興味を持ってもらい、あわせて科学の本に親しむ機会とするため、講座を開催します。	図書課
読書推進	本と親しみ、読書習慣を身に付けるよう成長段階にあった本の紹介、読み聞かせの実践方法等を学ぶ成人向けの講座を実施します。また、「調べ学習」等への援助・助言を行います。	図書課
ブックスタート事業	未来を担う子どもたちの豊かな心づくりを推進するため、乳児と保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験とともに心ふれあうひとときを持つきっかけをつくりま	図書課
☆ディスカバリーパーク 焼津	天文科学館と温水プール（水夢館）を核とする複合施設であり、「宇宙」・「海」・「自然」の3つのテーマを通して、「不思議・好奇心・発見」に出会うきっかけづくりをします。	ディスカバリーパーク焼津



4 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

(1) 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）

現 状

平成 28 年国民生活基礎調査によると、日本における子どもの貧困率（17 歳以下）は 13.9%で、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均 13.2%（平成 25 年）を上回る状況です。

また、ひとり親家庭は全国的に増加傾向であり、子どもの大学進学率が低いことや母子世帯における生活保護受給率、相対的貧困率の高さが指摘されています。

本市では、子どもの貧困の連鎖といった社会問題に対応するため、支援を必要とする家庭に対し、各種手当の支給、福祉資金の貸付制度等の生活支援に取り組んでいます。

引き続き、相談窓口を通じ、支援が必要な家庭の把握に努め、自立を支援する必要があります。

課 題

- ・総合的な子どもの貧困対策への取り組みが求められています。

施策の方向性

- ・「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの重点項目のもと、支援を必要とする家庭への支援事業を総合的に展開します。

関連事業の内容

☆印は、焼津市が独自又は拡充して行う事業

【教育の支援】

事業名	事業内容	関係課等
就学援助事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費（再掲）	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行います。また、障害のある児童生徒の小中学校への就学の特殊事業にかんがみ、経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて教育費の援助を行います。	教育総務課
奨学金貸付事業(再掲)	経済的理由によって、高等学校等の修学が困難な者に対し学資を貸与します。	地域福祉課
学習・生活支援事業	被保護世帯等の子どもを対象に、教育相談を行うとともに、市役所、公民館を会場に学習教室を開設します。	地域福祉課

事業名	事業内容	関係課等
幼児教育・保育の無償化 (3歳児クラス～小学校入学まで)(再掲)	幼稚園の入園料や保育料、保育所(園)の保育料が無償です。通園送迎費、主食費用、行事費等は保護者負担となります。	保育・幼稚園課
☆認可保育所(園)・小規模保育事業所等の保育料の助成(再掲) (0～2歳児クラス)	世帯年収や上の子の年齢に関係なく、第2子の保育料を半額、第3子以降は無料とします。	保育・幼稚園課
☆認可外保育施設利用者への保育料の助成(再掲)	認可保育所との保育料の差額を補助します。認可外保育施設を利用する市内在住の世帯が対象で、無償化の限度額との差額を補助します。	保育・幼稚園課
☆もぐ・ぱくサポート V3 ブイスリー (再掲)	市内の幼稚園・保育所(園)に通う、世帯年収360万円未満相当の世帯の子どもと第3子以降の子どもの副食費(おかず・おやつ等)を無料とします。	保育・幼稚園課
☆ファミリー・サポート・センター利用費助成事業(再掲)	ファミリー・サポート・センターの利用費用の2分の1を助成します。ひとり親家庭については4分の3を助成します。	子育て支援課
☆放課後児童クラブひとり親家庭利用料助成事業(再掲)	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の2分の1(上限5,000円)を助成します。	子育て支援課
スクールカウンセラー活用事業(県事業)(再掲)	市内全小・中学校に配置されたスクールカウンセラーが、相談活動にあたります。	学校教育課
教育相談(再掲)	各学校で、教育相談の期日や期間を決めて実施します。子どもの心の発達や学習面での相談等保護者の要望に応じて実施します。	学校教育課
心の教室相談員の配置(再掲)	児童・生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を市内全小・中学校に配置します。相談員の情報交換等のため、研修会を年3回実施します。	学校教育課
青少年教育相談センター教育相談(再掲)	幼児から20歳代までの青少年の教育相談に応じます。	社会教育課

【生活の支援】

事業名	事業内容	関係課等
自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランをもとに適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。	地域福祉課
電話による育児相談(再掲)	子どもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談を行います。	健康づくり課
子どもの年齢に合わせた相談事業(再掲)	6か月児相談、2歳6か月児相談、3歳6か月児相談、未受診者電話相談、心理相談等を実施します。	健康づくり課
健康相談(再掲)	母子を対象とした健康相談室や栄養相談、一般向けの健康づくり相談や栄養相談を実施します。	健康づくり課
こども家庭相談(再掲)	児童虐待やドメスティック・バイオレンスに関すること、子どもに関する全般的な相談を行います。	こども相談センター

【保護者の就労支援】

事業名	事業内容	関係課等
母子・父子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の保護者が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成します。	子育て支援課
スキルアップ事業	就業に役立つパソコン技能講習教室を開催します。	商業・産業政策課
情報提供事業	サンライフ焼津において、就職情報コーナーを設置するとともに、内職情報の提供を行います。	商業・産業政策課

【経済的支援】

事業名	事業内容	関係課等
児童手当(再掲)	中学校3年修了時までの子どもを養育する保護者に手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当(再掲)	母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業内容	関係課等
☆ 子ども医療費助成制度(再掲)	0歳から高校3年修了時までの通院及び入院に伴う医療費の一部を助成します。(保険診療外、第三者行為によるものは除く)	子育て支援課
母子家庭等医療費助成事業(再掲)	母子家庭等の医療費個人負担分を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金(県事業)(再掲)	県事業として行われている母子家庭等を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行います。	子育て支援課



(2) 障害児施策の充実

現 状

障害のある子どもは、発達や生活に個別の課題を抱えており、その家族も子育てに大きな負担や不安を感じています。

障害がある子どもが、個性を發揮しながら生きがいのある人生を送るためには、子どもとその家族に対して、乳幼児期から学齢期、成人期に至るまで、効果的な発達支援を切れ目なく提供することが重要です。

本市では、年齢や発達に合わせた様々な相談窓口の設置のほか、各種手当の支給や支援サービスの提供等により、子どもとその家族を支援しています。

課 題

- ・成長段階に合わせた相談支援や多様なニーズに対応可能な支援の充実が求められています。

施策の方向性

- ・発達支援を必要とする児童の早期発見・早期支援のため、相談体制の充実と関係機関との連携体制の強化に取り組みます。
- ・成長段階に合わせた、子どもや保護者への発達支援や障害児福祉施策の充実を図ります。

関連事業の内容

【障害福祉サービスと経済的支援】

事業名	事業内容	関係課等
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に対し、障害児福祉手当を支給します。	地域福祉課
重度心身障害者(児)医療費助成	重度心身障害者(児)に対し、医療費を助成します。	地域福祉課
特別児童扶養手当(県事業)	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、特別児童扶養手当を支給します。	地域福祉課
障害福祉サービス(居宅介護・短期入所)	障害者(児)に対して居宅介護、短期入所の支援を行います。	地域福祉課

事業名	事業内容	関係課等
補装具、日常生活用具	障害児の自立した日常生活・社会生活に寄与するため、補装具（車いす、補聴器、義肢等）、日常生活用具（特殊寝台、入浴補助用具、紙おむつ等）を給付します。	地域福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、日常生活用具の給付を行います。	健康づくり課
障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）	未就学の障害のある子どもに対する日常生活における基本的動作の指導及び就学中の障害のある子どもに対する放課後や長期休暇における生活能力向上のための訓練等を提供します。	地域福祉課
自立支援医療（育成医療）	身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対し、その自立支援医療費（育成医療）を支給します。	地域福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成	身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度の難聴児に対し、言語の習得や教育上の発達を支援するため、補聴器購入費を助成します。	地域福祉課

【相談体制】

事業名	事業内容	関係課等
子どもの年齢に合わせた相談事業(再掲)	6か月児相談、2歳6か月児相談、3歳6か月児相談、未受診者電話相談、心理相談等を実施します。	健康づくり課
電話による育児相談(再掲)	子どもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談を行います。	健康づくり課／ こども相談センター
☆幼児巡回相談(再掲)	幼児巡回相談員が、市内在住者の在籍する幼稚園・保育所(園)に年2回(前期・後期)巡回相談を行うことにより、発達において支援が必要な主に3～5歳児を行動観察し、園職員と支援方法を検討します。	こども相談センター
就学相談	就学指導対象児の保護者との面談や、就学指導個票の提出があった幼稚園・保育所(園)との連絡調整を行います。	学校教育課／ 保育・幼稚園課

事業名	事業内容	関係課等
就学支援委員会	障害のある幼児・児童・生徒の適正な就学に向けて、就学についての指導、助言を行います。	学校教育課
学齢巡回相談	軽度発達障害児への指導、支援の具体的なアドバイスをするために各学校を訪問し指導します。	学校教育課

【関係機関の連携】

事業名	事業内容	関係課等
特別支援教育連絡協議会	各学校の特別支援教育担当者が中心となり、主に軽度発達障害の子どもたちを支援します。そのため個別支援計画作成等の研修会を年3回実施します。	学校教育課
☆発達支援ネットワーク 代表者会議・実務者 会議（再掲）	発達障害児等の早期発見及び早期支援、ライフステージを通じた切れ目ない支援体制を構築するため、情報交換や施策を検討するための会議を年3回実施します。	こども相談センター

【発達に関する教室や講演会の開催】

事業名	事業内容	関係課等
親子教室・並行通園事業	発達の気になる未就学児に対する小集団での日常生活訓練や保護者に対するアドバイス等を行います。	地域福祉課
発達支援講演会 (再掲)	幼稚園・保育所(園)、学校等の職員に対し、発達障害や支援方法の理解を深めるための講演会等を行い、発達に課題のある子どもたちが、園や学校で生活しやすくなるよう支援します。	こども相談センター
保護者向け講座（ペアレントプログラム等） (再掲)	子どもにとって一番身近な存在である保護者に対し発達についての理解を深め、子どもとの適切な関わりや対応を学ぶ教室を開催します。	こども相談センター

(3) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

保護者自身の精神的な問題や生活上のストレス等の様々な要因が複雑に絡み合い、我が子を虐待してしまう保護者の増加が問題となっています。

政府統計（福祉行政報告例）によると、市町村における児童虐待相談対応件数は、近年大きく増加し、全国的には虐待による死亡事件も発生しています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長に大きな影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められています。児童虐待を未然に防ぐには、日頃の声かけ等、地域の中で子育て家庭を孤立させない環境づくりが大切です。

本市では、各種健診の場を通じた育児不安等への対応とともに、養育支援訪問事業として、妊娠について不安を持つ母親や子どもの養育に支援が必要な家庭を支援員が訪問する事業を実施し、虐待の未然防止に努めています。

課題

- ・発生予防のため、妊娠・出産・育児期に適切な養育支援を提供する必要があります。
- ・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、関係機関との連携の強化が求められています。
- ・子どもの人権についての啓発、虐待予防教育、相談窓口の周知が必要です。

施策の方向性

- ・児童虐待の早期発見や虐待を受けた子どもの円滑な保護のため、要保護児童対策地域協議会を通じた関連機関との連携と支援体制の強化に取り組みます。
- ・被害の防止と暴力根絶のため、啓発・予防教育の推進と相談窓口の周知に取り組みます。

関連事業の内容

【予防・早期発見・保護のための取り組み】

事業名	事業内容	関係課等
母子保健事業を通じた虐待の発生予防と早期発見	全ての児童が健全に育成されるよう、子育て世代包括支援センターを設置し、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげます。また、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待の予防や養育支援を必要とする子ども等の早期把握・支援を図ります。	健康づくり課
各健診・相談の未健診児対策事業	受診通知の発送、電話による受診勧奨、家庭訪問等により、育児不安等の相談を行います。	健康づくり課

事業名	事業内容	関係課等
養育支援訪問事業 (再掲)	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等、必要な支援を行います。	こども相談センター
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (再掲)	保護者が、疾病や疲労等、身体上、精神上等の理由により家庭における子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等や里親にて緊急・一時的に養育・保護を行います。	こども相談センター

【関係機関の連携】

事業名	事業内容	関係課等
個別ケース検討会議の開催	虐待防止のために、関係機関と連携を図ります。	こども相談センター
児童相談所との連携	児童相談所との連携を図ります。	こども相談センター
要保護児童対策地域協議会代表者会議・虐待児小委員会(再掲)	関係機関の代表者が連携し、総合的な要保護児童支援体制の構築を図ります。 また、小委員会において特に重篤事案の情報共有及び支援方針を協議します。	こども相談センター
要保護児童対策地域協議会乳幼児部会 (再掲)	乳幼児期から就学までを対象に、保健、医療、福祉、教育の4領域の関係機関・団体が連携し地域における子育て支援を行います。	健康づくり課
要保護児童対策地域協議会 学齢児部会 (再掲)	被虐待児童・生徒、発達障害、問題行動、不登校児童・生徒への具体的支援策を協議します。 関係機関（児童相談所、市立病院、焼津警察署、青少年教育相談センター、適応指導教室指導員、巡回相談員等）からなる小委員会を年10回開催します。教職員を対象とした講演会、研修会を年1回実施します。	学校教育課
学校における虐待防止の手引きの活用	手引きを作成、各学校に配布し、研修等での活用を図ります。	学校教育課

(4) 外国人の子どもと保護者への支援・配慮

現 状

日本に在留する外国人は、2017 年末現在 256 万人と年々増加しており、このうち約半数の 128 万人が労働者として就労しています。本市においても、平成 27 年の国勢調査に基づく外国人の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在で 2,611 人、総人口に対する比率は 1.9%となっており、静岡県や全国を上回る水準となっています。

外国人の子どもと保護者が、地域や学校で孤立することなく、乳幼児期や学齢期に養いたい力を育み、健やかに成長できるようサポートする必要性が高まっています。

本市では、外国人児童生徒支援員による日本語や学習の指導のほか、学校からの通知の翻訳や面談での通訳など、外国人児童・生徒の学校生活をサポートする事業を展開しています。

課 題

- ・外国人の保護者と子どもが学校や地域で孤立しない支援体制が求められています。

施策の方向性

- ・日本の言葉や文化を理解、習得するための支援の充実を図ります。
- ・円滑に教育・保育施設や各種サービスを利用するための支援の充実を図ります。

関連事業の内容

【教育・保育に関わる支援】

事業名	事業内容	関係課等
外国人児童生徒教育支援事業	市内小中学校に通う日本語の習得が不十分な児童生徒のために、外国人児童生徒支援員による日本語指導や学習指導を行います。また、学校からの通知等の翻訳や面談等での通訳を行います。	学校教育課
外国人の子どもが円滑に教育・保育施設やサービスを利用できるための支援	制度や手続きについて、窓口で説明をする際、必要に応じて、通訳士が同席します。	保育・幼稚園課

【日本語学習・情報提供に関する取り組み】

事業名	事業内容	関係課等
外国人のための日本語教室の開講	生活や仕事に必要な日本語を学べる教室を開講します。	市民協働課

事業名	事業内容	関係課等
市役所の手続きに関する通訳の配置	市の制度の説明や手続きを支援するために通訳を配置します。	市民協働課
多言語版広報の発行	英語版、スペイン語版、ポルトガル語版、タガログ語版、ビサヤ語版、やさしい日本語版の広報を発行します。	市民協働課
多言語版生活ガイドブックの発行	生活に必要な情報を英語版、スペイン語版、ポルトガル語版、タガログ語版、ビサヤ語版、中国語版、やさしい日本語版で発行します。	市民協働課

5 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

(1) 子育てしやすい就労環境の促進

現 状

令和元年度より、働き方改革関連法が一部施行され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得が求められるようになりました。女性の就業率が上昇する中、多様な勤務体系や残業時間の削減等、家事・育児と仕事を両立させるための就労環境づくりや意識改革が社会全体に求められています。

平成29年の「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」では、女性が働くことへの障害は、「結婚、出産退職の慣行」が37.7%と最も高く、「育児・介護休暇が取得しにくいこと」35.6%、「長時間労働や残業」31.0%と続いています。

本市では、男女共同参画情報紙「Aしおかぜ」を活用し、「働き方改革」や「女性活躍推進」に取り組む企業を紹介する等、男女共同参画に係る情報を発信しています。

課 題

- ・事業主、地域住民等の意識改革の推進が求められています。

施策の方向性

- ・働き方の見直しや仕事優先の意識改革の重要性を労働者、事業主、地域住民に広報・啓発します。

関連事業の内容

事業名	事業内容	関係課等
アドバイザー派遣事業	地域・企業・団体等が行う男女共同参画推進等の研修に対し、アドバイザーを派遣します。	市民協働課
情報紙への企業・団体紹介記事の掲載による啓発	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業・団体(男女共同参画社会づくり宣言事業所等)を情報紙(「Aしおかぜ」等)に掲載し、紹介します。	市民協働課
育児休業、介護休業等の制度の周知と利用促進	育児休業、介護休業等の制度について、市民や企業等に周知を図り、制度の活用について働きかけます。	商業・産業政策課
働き方改革に関する制度の周知と啓発	長時間労働の抑制や休暇取得の促進等について市民や企業等に周知を図るとともに、講座等への参加を促します。	商業・産業政策課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

現 状

共働き家庭が増加する中、仕事と子育てを両立させるため、家族が互いに協力し合うとともに、職場や地域等の社会全体で子育て家庭を支えていくことが重要です。

本市の有配偶女性の年齢階級別就業率は、多くの年齢階級で上昇しており、25～44歳の有配偶女性の就業率は全国平均、静岡県平均をいずれも上回っている状況です。

焼津市子ども・子育て支援に関する調査の結果によると、市に期待する施策は、「子育て家庭への経済的支援の充実」に次いで、「仕事と子育ての両立のための環境の整備」が上位にあがっており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が子育て世代の大きなテーマとなっています。

本市では、就労形態の多様化に応じた多様な保育サービスの充実とともに、再就職支援のためのスキルアップ事業や男女共同参画プランに基づく施策を推進しています。

課 題

- ・仕事と子育ての両立を支援する事業の推進が求められています。

施策の方向性

- ・需要に応じた教育・保育、子育て支援サービスの提供を目指します。
- ・就労支援や男女共同参画プランに基づく施策を展開します。

関連事業の内容

【教育・保育、子育て支援サービス】

事業名	事業内容	関係課等
教育・保育事業(再掲)	就学前の子どもを、年齢や保護者の就労状況に応じた教育・保育施設において保育します。	保育・幼稚園課
延長（時間外）保育事業(再掲)	多様な就労状況等に対応するため、通常の保育時間（保育短時間・保育標準時間）を超えての保育を行います。	保育・幼稚園課
一時預かり事業(再掲)	幼稚園においては、主として在園児を対象とした預かり保育を行い、保育所（園）においては保護者の急病、育児疲れ等に対応するため在園児以外の子どもを対象とした一時預かりを行います。	保育・幼稚園課

事業名	事業内容	関係課等
病児・病後児保育事業 (再掲)	病氣中又は病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な子どもを、保育所等において一時的に保育します。	保育・幼稚園課
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	育児の援助を受けたい人と援助したい人が登録する会員組織で、子どもを預かったり、保育所等へ送迎する等、子育てを支援します。	子育て支援課
☆ 子育て応援隊派遣事業(再掲)	妊娠中や3歳までの子どもがいる家庭で、家族等の手助けが無い場合に、「子育て応援隊」が家庭を訪問し、育児と家事のお手伝いをします。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (再掲)	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。また、一部のクラブにおいて実施している延長保育について、保護者のニーズを踏まえ、実施を検討します。	子育て支援課

【就労支援や男女共同参画の推進】

事業名	事業内容	関係課等
パートタイム就職面接会の開催	静岡労働局と焼津市の雇用対策協定に基づき就職面接会を開催する。	商業・産業政策課
スキルアップ事業(再掲)	就業に役立つパソコン技能講習教室を開催します。	商業・産業政策課
情報提供事業(再掲)	サンライフ焼津において、就職情報コーナーを設置するとともに、内職情報の提供を行います。	商業・産業政策課
父親のための家庭教育出前講座(再掲)	父親を対象に、家庭教育についての講座を開催します。父子での料理教室等を行い、父親の子育て参加・家事参加への啓発を行います。	社会教育課
男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画についての理解や関心を高めるため、講座・講演会等を開催します。	市民協働課
男性の家事・育児参加への意識づくり	家庭における男性の家事・育児への参加を促すため、様々な機会をとらえて情報提供や啓発を図ります。	市民協働課
男女共同参画プラン推進市民会議	男女共同参画プランの推進にあたり、広く市民に意見を求め、施策に反映させるために推進市民会議を設置します。	市民協働課

第5章 計画の推進に向けて

1 計画推進と進行管理

第1期計画の推進にあたっては、子ども・子育て会議において、毎年度、計画の実施状況の点検・評価するとともに、計画中間年には、量の見込みや確保方策の見直しを審議してきました。

第2期計画においても、引き続き、毎年度の実施状況の点検・評価を行い、P (Plan : 計画)、D (Do : 実施)、C (Check : 評価)、A (Action : 改善)により、計画の進行管理を行います。なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議での審議後、ホームページで公表します。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、子ども・子育て会議等を通じて、幼稚園、保育所(園)等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会等の地域組織と、適切な役割分担の下に連携を強化し、協働により子育て支援の推進を図ります。

資料編

1 子ども・子育て会議委員名簿

No.	分野	氏名	所属団体等(職名)
1	学識経験者	山田 美津子	静岡福祉大学(学事顧問・特任教授)
2		鈴木 敦子	元小学校長、元教育委員
3	子ども・子育て 支援に関する事業に 従事する者	村松 幹子	焼津市保育園協会(会長)
4		相田 芳久	焼津市私立幼稚園協会(会長)
5		橋ヶ谷 昌広	放課後児童クラブ運営法人 (焼津市社会福祉協議会 大井川支所長)
6		白鳥 光美	焼津市子育て支援センター運営法人 (子育て広場なかよし 相談員)
7	子どもの保護者	櫛田 晃治	焼津市保育園保護者会連合会(会長)
8		曾根 若葉	焼津市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 (会長)
9		小林 愛奈	焼津市公立幼稚園 PTA(代表)
10		畑口 里美	焼津市 PTA 連絡協議会(母親委員長)
11		青嶋 朋隆	放課後児童クラブ保護者 (ゆりかご西クラブ 保護者代表)
12	経済、労働関係 団体に従事する者	山中 敬弘	焼津商工会議所青年部(研修委員)
13		山村 耕史	志太地区労働者福祉協議会(副会長)
14		柴山 明範	焼津公共職業安定所(所長)
15	その他市長が必要と認める者	片野 千鶴	焼津市立焼津東小学校(校長)

2 焼津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、焼津市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、焼津市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項
その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 経済又は労働関係団体に従事する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 子育て会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、子育て会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月（令和5年3月変更） 焼津市

発行 焼津市役所

編集 焼津市こども未来部子育て支援課

〒425-8502

焼津市本町2-16-32（市役所本庁舎2階）

TEL 054-626-1137

FAX 054-626-2187

Email kosodate@city.yaizu.lg.jp
